

## 平成28年涌谷町議会定例会3月会議（第5日）

平成28年3月7日（月曜日）

議事日程（第3号）

### 1. 開 議

#### 1. 議事日程の報告

1. 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 議案第 6号 第五次涌谷町総合計画基本構想及び基本計画を定めることについて

1. 議案第 7号 辺地にかかる総合整備変更計画の策定について

1. 議案第 8号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

1. 議案第 9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1. 議案第10号 涌谷町債権管理条例

1. 議案第11号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1. 議案第12号 涌谷町庁舎建設基金条例を廃止する条例

1. 議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第15号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1. 議案第16号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

1. 議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第 1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第18号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
4番	稲葉定君	5番	大友啓一君
6番	只野順君	7番	後藤洋一君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤積雄君		

欠席議員（1名）

3番 佐々木みさ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 兼参事	渡辺信明君	企画財政課長 兼参事	今野博行君
まちづくり推進課長	小野伸二君	まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君
税務課長	泉沢幸吉君	町民生活課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 副センター長	高橋正幸君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 参事兼福祉課長	高橋宏明君	町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君
農林振興課 参事	村上芳行君	農林振興課長	遠藤栄夫君
建設課長	佐々木竹彦君	上下水道課長	平茂和君
会計管理者心得 兼会計課長	高橋貢君	農業委員会会長	畑岡茂君
農業委員会 参事兼局長	瀬川晃君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課 参事兼課長兼 給食センター所長	城口貴志生君	生涯学習課参事	小野寺和敏君
生涯学習課長	藤崎義和君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長(遠藤稔雄君) おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。

開会前にお知らせしておきます。佐々木みさ子議員から国立研究開発法人農業環境技術研究所の評価委員会に出席のための理由で欠席の届け出が出ておりますので、これを受理いたしました。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(遠藤稔雄君) 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(遠藤稔雄君) 日程第1、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋信夫君) おはようございます。きょうもよろしくお願ひいたします。

それでは、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案の理由申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員砂金 均氏は、平成28年3月26日をもって任期満了となりますが、引き続き砂金 均氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(遠藤稔雄君) これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤稔雄君) これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、討論を省略して直ちに採決を行います。

これより同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(遠藤稔雄君) 起立全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議案第6号 第五次涌谷町総合計画基本構想及び基本計画を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第6号 第五次涌谷町総合計画基本構想及び基本計画を定めることについて提案理由を申し上げます。

総合計画につきましては、平成18年3月に第四次涌谷町総合計画を策定し、元気わくや黄金郷を将来像として、その実現に向けた諸施策を推進してまいりました。社会情勢は、人口減少や少子高齢化などに象徴されるように大きな転換期を迎え、将来予測とその対応には長期の展望が求められる時代となってきております。

このような社会情勢の変化を背景に、複雑多様化する地域のニーズや町民意識の変化を踏まえた上で、町民が暮らしやすい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを目指すための新たな総合計画の策定が必要となりますことから、平成28年度から平成37年度までの10カ年を計画期間とするまちづくり指針、第五次涌谷町総合計画について策定いたすものでございます。

策定に当たりましては町民アンケート調査の分析を行い、また公募等により選考いたしました町民の皆様で構成した懇話会の意見を反映し、学識経験者及び町内関係団体代表者等からなります策定審議会の審議を経まして策定いたしましたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第6号 第五次涌谷町総合計画基本構想及び基本計画を定めることについてのご説明をいたします。

本日資料につきまして、追加資料ということでA3の一枚物を配付させていただきました。よろしくお願いいたします。

総合計画につきましては、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の公的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりました。本町におきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成18年に第四次涌谷町総合計画を策定し、終了年次の本年度までその計画に基づいた諸施策を推進してまいりましたが、第四次計画終了後の平成28年度から10年後の平成37年度を目指したまちづくりのビジョンが必要であるとの判断から、第五次涌谷町総合計画を策定いたすものでございます。

計画策定の準備として、昨年1月に町民意向調査を実施するとともに、現況調査、第四次計画の施策実施調査を行っております。施策実施状況につきましては、資料の現況調査の下にコメントを記載してございますけれども、若干第四次総合計画の達成について触れさせていただきます。

第四次計画の策定時点の統計処理による平成27年度推計人口は1万6,320人で、その際の計画目標人口は、680人プラスの1万7,000人としていたところでした。1月末の住民基本台帳人口と比較しますと、住民基本台帳人口につきましては、1万6,965人でほぼ同数となっております。平成27年度がちょうど国勢調査年であつ

たことから、今回の国勢調査人口の速報値と比較しますと、1万6,707人が国勢調査人口でございますので、293人少ない結果となっております。また、年少、生産年齢、老年人口の3区分を国立社会保障人口問題研究所の推計と比較しますと、生産年齢人口はほぼ計画と同数でございますが、老年人口が計画よりも多くなり、逆に年少人口は計画よりも少なくなっているところで、総合計画の目標区分人口よりも少子高齢化がより進んでいるということがわかります。

世帯数につきましては、第四次総合計画では5,629世帯としていましたが、住民基本台帳世帯では1月末で6,019世帯、国勢調査の速報値では5,474世帯となり、対国調人口では目標値よりも155世帯の減となっております。

第四次計画の施策の実施につきましては、全611事業中、完了または実施中が403事業で、全体の66%となりましたが、内訳としましては教育と文化のまちづくり、健康と福祉のまちづくり、快適で安全なまちづくりにおける事業の達成率等が多くなっています。また、未着手につきましては143件で23%、母子父子福祉等、商業サービス業、自然環境、土地利用施策の事業が多く占めておる結果となってしまいました。それらの現況調査を行った上、十文字女子大学の学長様を会長としまして、各団体等の代表の方からなる審議会を昨年5月11日に開催し、委員の委嘱及び諮問をいたしております。以降、審議会は計3回、公募も含めた住民の方からなる懇話会を4回、町長を本部長とした課長職員等からなる本部会議を4回、その下部組織となる5部会をそれぞれ4回、各地区における町民懇談会をそれぞれ1回開催しております。

それら各会議等の内容から、まちづくりの課題を集約し、見えてきた町の将来像としまして、別冊の21ページにもございます。あと、資料のほうにもございますけれども、「黄金（こがね）花咲く交流の里わくや」ー自然、歴史を生かした健康輝くまちーといたしました。これは、本町の豊かな自然資源と天平の黄金の産地として、歴史等の地域資源を生かすとともに、町民医療福祉センターの活動や子育てサービスの充実など、先進的な健康と福祉のまちづくりの特性を生かし、そこに新たな人が集まり、住みよいまちづくりに向けてみんなが協力し、多くの方が我が町を訪れ、にぎわいのある交流を進め、それによって町の誇りが広がり、世代を通じて定住できるまちづくりを目指すという意味が込められております。

その将来像から新たなまちづくりの方向を探り、5本の基本方針を定めました。さらに、まちづくりシンボルプロジェクトとして、涌谷交流推進プロジェクト、定住移住促進プロジェクト、協働まちづくり推進プロジェクトを定め、戦略的に進めていくこととしています。

以上の基本方針に従い、各分野別の施策を策定本部、各部会において検討し、5本の基本方針から派生する平成28年度から平成32年度までの前期基本計画として、主な施策174件、主な事業は665件を別冊のとおり作成したものでございます。

この計画を今後着実に実施することにより、10年後の平成37年度の目標人口は、別冊24ページに記載がございますように、社人研の推計による人口約1万4,500人を1,000人上回る1万5,500人と設定いたしました。また、世帯数につきましては、5,741世帯と設定いたしました。なお、この人口につきましては、涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合性を図っているものでございます。

以上、計画策定の経緯等をご説明申し上げましたが、総合計画審議会におきましては、先月2月8日に開催され、計画の着実な実行、計画の推進体制、町民参画と協働の促進、社会情勢の変化に対応した取り組みの推

進についての附帯意見をつけていただき、本計画案のとおり決定するよう答申をいただいております。その後、パブリックコメントを実施し、中心市街地の振興についての意見が1件ございました。今後は、この第五次涌谷町総合計画に基づいて、行政改革大綱ほか、各分野での計画が策定されることとなりますので、町民の皆さんはもとより、関係機関への周知に努めますとともに、着実に事業を展開してまいりたいと考えております。

また、今までの計画でもその進行管理、評価が課題となっておりましたので、その仕組みと手法につきましては、早急に検討してまいりたいと思っております。なお、関連資料として、本会、3月会議の資料4、平成28年度から30年度までの実施計画も配付しておりますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） これから10年のすばらしい第五次涌谷町総合計画ができたと思います。その中で、タイトル、町の将来像ということで、自然、歴史を生かした健康輝くまち、こがね花咲く交流の里涌谷とお聞きしたわけでございますけれども、1つに涌谷にある万葉句碑がございまして、すめろきの御代栄えむとあづまなる みちのく山にくがね花咲くという句があるわけでございます。ご存じのとおり、大友家持の句でございまして、これまでもずっとくがね花咲くという名詞を使ってきましたんですが、これについて委員会、あるいはそういうところで何か問題視なり、こがねという名前を変えるのに提言とかあったのかお聞きします。

それから、町長の施政方針にございまして行財政の中に、21ページになりますけれども、第五次涌谷町総合計画及び涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略について今議会でご審議をお願いしているところですが、その達成につきましては、今後の財政状況により大きく変わる可能性があるとして書いてございますが、どの部分が変る可能性があるのか、お示しいただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 2点ご質疑をいただきました。まず、私もつい、くがね花咲くと言ってしまうんですが、その点に関しましての特に審議会、あるいは懇談会からの提言とございますか、疑問とございますか、そういうことは出ておりません。

それから、施政方針のほうで今後の財政状況云々ということで、それにつきましては当然これから企業誘致の関係もございまして、あと今一番ちょっと私のほうで懸念しておりますのは、財政負担としましては広域のほうのそれぞれの施設のほうですか、そちらのほうの整備等もございまして、町の中でも町長が進めようとしております所得の向上ですね、そちらのほうも今後の町政運営とございますか、行財政運営には大きくかかわってくるということで、施政方針のほうでは町長はそうように書くということで、指示を受けて書いております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） もう一つ、変わるところ、いいですか、財政要件によって変わると、どの部分が変るか。いいですか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 名称、呼び名についてはこれまでもくがね花咲くと、耳というか言いなれても来ていますし、多くの人もそのように聞いているので、このままでくがね花咲くではだめかどうか、ちょっとこまいことですが、町長、どういう思いなのか、できれば私としてはくがね花咲くのほうがいいのではないかと思う

んですが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと、確かに財政状況によって大きく変わるということは、なかなかこの計画の中では答えられないんだろうなとは思っておりましたけれども、そこでこれからスタートの構想、計画でございますので、この実現に向けて全力を尽くすというのが私は趣旨でなかろうかと思うんですが、私が議員なりたての一兵卒でこういうことを話すのは、甚だおこがましいところもあるんですが、町長も6カ月過ぎてこれから頑張ろうというところだと思いますので、もう少し力強い、これを絶対になし遂げるんだとは言い切れないと思いますけれども、頑張っていくという姿勢をもう少し力強く示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 最初の名称の問題ですけれども、確かにいろんな場面、場面でくがねであったり、こがねであったりという名称をつけられております。例えば、地名をあらわすのに黄金（こがね）山神社とか、あるいは今涌谷町で一生懸命つくっております地酒と言われる、名称がくがねでんであったり、そういったものを統一できないかということですが、どれも正しくて、どれも正しくないというのはないと思うんですが、そのときどきで使い分けられてきたのかなというふうに思っております。佐々木議員さんのおっしゃることもそういった意味合いを持つかと思っておりますけれども、その辺につきましてはこの場ですぐこうしますということじゃなくて、いろんな方の意見を聞きながら、どれが果たして天平産金の地涌谷のくがね、こがねをあらわすのにふさわしいのかということをもう少し研究させていただきたいと思っております。

それから、施政方針の21ページ目に行財政の部分で、今後の財政状況によりということで、10年間という長いスパンの中で計画を立てておりました。それが涌谷町の財政計画が10年間計画どおりいくかということもある意味変化もあろうかと思っております。なおかつ、国の政策によりまして地方創生ということで行われておりますが、27年度、28年度、国の地方創生計画の進捗ぐあいによっては、涌谷町においても財政の影響が出てくるのか。あるいはいい方向に発展するのかなということもございまして、この固定観念にとらわれることなく、新たなまちづくり、将来像といたしまして、自然、歴史を生かした健康輝くまち、黄金花咲く交流の里涌谷といった将来像に向かいながら、そのときどきで事業の見直しを含めた、財政の見直しを含めた考え方であろうというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 万葉集につきましては、全国で知っている方も大分多く、この歌も知っている専門的な方々は多くの方が知っていると思っておりますので、ぜひ意見を取り入れて、私の要望もあるんですが、できればくがね花咲くという形で検討をしていただきたいと思っておりますので、有識者なりにご意見を決めていただきたい。かなががかかっていないので、呼び方ですので、今後変更は可能かと考えますけれども、お願いしたいというところが1つ。

それから、やはり総合計画はこれからの計画ですので、町民は強いリーダーシップを望んでいるものと私は感じておりますので、ぜひこれからいろいろ難題あるようございまして、力強く涌谷町民1万6,000余人を引っ張っていただければと思います。

以上です。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 町長、ありますか、いいですか。町長。

○町長（大橋信夫君） 総合計画、冊子の6ページにも涌谷町の金という形の中で、黄金山神社の絵を取り入れさせていただきまして、涌谷町が他町村に誇れるものがここにあるということになりまして、こういった金を前面に出しながら、涌谷町の歴史文化をしっかりと伝えていく。それがいろんな産業政策の中にあっても、涌谷町は天平産金の地、日本で最初に金がとれた町ということを訴えながら、施政方針で申し上げましたとおり、できるのでありますれば、文化庁が主張しております日本遊山、金をテーマにした日本遊山という形でも取り組んでまいりたいと思いますので、しっかりと位置づけてまいりたい。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。10番。

○10番（門田善則君） おはようございます。第五次総合計画ということで、これだけの冊子になったわけですが、財政課長の話の聞くと、懇話会だとかいろいろな形の中で意見徴取、アンケート等とってやったということなのですが、基本的にちょっと町長の考えを聞きたいんですが、町長は20年町会議員をやって農業議員だということを言っておられました。私もそのようにお認めするわけですが、涌谷町の基幹産業は農業であるという観点からして、この農業分野をどのような位置づけの中で今後涌谷町がやっていくのか、そして五穀豊穡の笹岳山の部分のお寺もございまして。笹峯寺もあるんですが、そういった部分もこの第五次総合計画に、やっぱり我々米という部分が涌谷町の主な基幹産業、重要な品目だというふうには思っておりますが、その辺は町長の考えとしてどの辺に反映されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 冊子の14ページから15ページをごらんになっていただきたいと思いますが、一般質問の中で申し上げました。いろんな形の農業問題に対するご意見についても申し上げた経過がございます。14ページの農業の段に書かせていただきましたが、まさしくこのとおり。それからまた、将来的に国の政策、町の対応ということで考えますならば、今門田議員さんおっしゃいましたとおり、涌谷町には2,900町歩の水田がございます。そのうち40%が転作という形の中で行われておりまして、残り60%で米づくりをしてきたと。27年度は。これも何回も申し上げましたけれども、恐らく半分になるのは確実だろう。しかも、近い将来。そうなったときに米だけを取り上げてやるのか、50%の農地をどうするのか。大分農業につきましては、米だけでなしに畜産もございまして。施設園芸、露地園芸もございまして。畜産も酪農家、和牛繁殖農家、肥育農家、それから施設園芸につきましてはハウレンソウ、ミズナ、小ネギ、代表的なものがございましてけれども、そういった今ある産業がどのような形で移り変わっていくのかということもしっかりと捉えながら、私は訴えたいのは、ここで14ページ、15ページ、これからの農地に関する、農業に関する、それから林業、それから第6次化産業まで触れられておりますけれども、意識の問題だと思います。

私は、長い間生産組合の仕事をしてまいりました。涌谷町の農家の方々といろんな議論をいたしました。涌谷町が今水田農業をやっている場合、米の販売品名もいろいろあります。生協米であったり、特栽培であったり、あるいは減肥減農薬であったり、それから無農薬、環境保全米、こういったものをどのような方が生産するのかと、それから餌米もございまして。皆さんご存じのとおり、餌米というのは収量が商売でございまして、農薬も使います。農薬を使った場合、隣の、例えば生協との提携米あったとする。やはりこれは農地を分散化させています。その生産作物によって農地を切り分けると、そのことをすることによって管理のコストが浮く。



そしてまた、安全・安心なものができる。こういったものをつくりながら、また今涌谷ならず日本の畜産は、加工畜産です。というのは、外国の餌を使って、牛乳を搾ったり、卵をつくったり、生ませたり、あるいは肉になったり、全部もとは外国の餌を使っている。国産の餌というのは4分の1にも満たない。その際に為替の変動であったり、国際相場であったり、あるいは国内の景気によって畜産農家が今大変です。極端な話を申し上げます。今和牛子牛が高く、オスメス平均で60万円から70万円した。その際に、酪農家の方々は子牛を黒毛和牛に変えるんですね。黒毛和牛の精液を受精させる。そうすることによって、高い子牛を売ることができる。そうしますと、酪農家が将来続けている場合、搾乳牛の子牛の確保が非常に困難です。恐らくここ数年で酪農搾乳牛の子牛供給量は3割減っています。そのことは、日本の生乳ならず、バターであったり、チーズであったり、自給できなくなって、当然去年、おとしでしたか、年末にバターの在庫が足りなくなったということで、緊急輸入した。今回も緊急輸入あわや寸前のところで、供給が間に合ったという事態になっています。

それが、果たして農業の姿なのか。水田農業というのは、畜産も考えながら、畑作を考えながら行っていくのが水田農業の基本であると思っております。その際に、基本となるのは米価であります。米価だけを訴えるのではなくて、米農家だけの窮状じゃなくて、畜産農家、施設園芸、あるいは露地園芸、その他もろもろの農業の業態が均衡になることによって、初めて涌谷町農業であったり日本農業の均衡が図られるのであります。今まで足りなかったのはそこでありました。我が家だけがこれをつくれればよいというような形では、今後農業は成り立ちません。区域、区域、あるいは土地、土地の利用形態をしっかりと調整しながら、この土地で何をやる、この地区は何をする、そういったものを共同、圃場整備、共同業務というんですけれども、そういった共同形態の中で、皆さんが腹を決めるべきであろう。私、ちょっと語弊ありますけれども、その辺のところは涌谷町に足りないのかなど。数々の圃場整備事業に携わりながら見させていただきました。非常に困難な中で、大豆をつくったり、麦をつくったり、あるいは飼料作物をつくる。生産性の上がない生産構造の中で今農業をやっております。これでは、後継者が残るわけがないんです。

そういったことを今後議会の皆さん方と、総合計画をにらみ合わせながら、どこがということじゃなくて、全体の中で米であったり、餌米であったり、あるいは酪農家だったり、畜産だったり、そういったことをこれから読み取っていただく。そういった意味で、非常に大きな方向づけの中では、出させていただきましたけれども、それを見ながら今後何が足りないのか、何をすべきなのか、そういった議論を議会の皆様でお願いしたいという形で、今お示しさせております。私の答弁が的を射ているかどうかということは甚だ私も今思いのまま述べただけでありまして、しっかりと捉えていただければ、幸いかと思います。

ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 実は町長、夕べ、米農家の人から9時40分ころ電話いただいたんですよ。それで、議員さんと涌谷町の農業は米価も下落して、大変な状況にあると。今の町長は農家出身だから、恐らく農業政策に大変期待をしているというようなお話でした。

それで、町長はどういうふうなことでこの町の農業を考えているのか、聞かせてけると言われたんですよ。私。時あたかもして、きょうこの第五次総合計画のお話になるわけですけれども、だから単純に町長にお話ししたいのは、町長が農家をやってきたということは町民の方ほとんどわかっているんですね。ですから、米価が下

落して農家の生活が大変苦しい状況にあることも町長は知っているだろうと。だったら、新しい町長は、米づくりから農業をやってきたのだから、農家にとっては相当の期待があるようにきのうの電話でもそう受けました。

だから、今後どのようにやっていくのかということがすごく町民にとっては期待が多いということでしょうね。ですから、そこについてちょっと私がこの第五次についてお聞きしたわけですが、今の話からいうと、総合的に米もそうだ、園芸もそうだ、畜産もそうだとグローバルと一緒にして、その中で涌谷の生産効率を上げていって、農家戸別所得を上げるのかなというふうな、私はそういう受け取り方をしたんですけども、ただ、単品的に考えると、米しかやっていない人は、じゃあどうすればいいんだということをお聞きになりたい人が多くいたんです。多くというか、きのうの方はそうでしたけれども、その辺をわかりやすく教えていただくと、私も説明しやすいんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 米をいかにして高く売るか、あるいはいかにして買ってもらえるかという議論のようです。残念ながら、米価を急激に上げるということは私のしわざではできません。しかしながら、別のつくり方、あるいは別品種の考え方というものはございます。先ほど申し上げましたいろんな契約米のつくり方もあります。私もずっと米つくってきたんですけども、なぜ宮城県の、涌谷じゃないですよ、宮城県の米の位置が下がったのか、今北海道、青森の米よりひとめぼれ安いです。しかも、おととい、金曜日申し上げましたけれども、26年産の余剰米を考えて、反省の上27年は餌米に取り組んで、涌谷町で約倍になりました。26年産米の面積よりも27年産の餌米の面積が倍になりました。その餌米の面積で主食米の量を減らしたことによりまして、全国的に米の値段は仮渡しを1万円台で収めることができた。それがこのごろ下がってまいりました。販売方法もあるだろう。あるいは、単なる主食米を減らすために餌米を取り入れたのか、そういった考えの中では長期的な考えがなければ米づくりはできません。

議員さんご存じのとおり、今主力はひとめぼれです。その前はササニシキがございました。その前はササングレでした。ササングレ、私が高校のころまでつくっていました。その後急激にササニシキが拡大いたしました。ところがその当時のササニシキの栽培という、おいしい米なら余計取り入れれば余計売れるということで、化学肥料をどんどんぶっかけました。その結果、倒伏に弱い、いもち病に弱いということでササニシキの面積は一気に減りました。それで、ひとめぼれが出たんですが、なぜそうなったのか。ササニシキ、ササングレ、米というのはその地域、地域の土壌、気候条件に合わせてつくった品種です。それを別の手を加えることによって、病気になったり、倒伏したり、その反省の上に立たなければ今後のことができないんですけども、ひとめぼれは今そうなりつつあります。当初狙った食味値がほかの産地の食味値に負けて、特Aにも幅がありません。その結果、売り込みにも努力しなくなった。

これも申し上げました。秋田県のあきたこまちという品種がございます。これはササニシキの後発です。それがあつという間にササニシキを抜いた。いわゆる後発組がゆえ、宮城のササニシキに勝つためには、農協、生産者、行政が一緒になって歩いて米売りした。その当時宮城のササニシキは、当時の経済連オンリーです。努力しなくても売れる米ということで、結果的に負けてしまった。フードカンパニーとペーパーカンパニーの違いです。それをまだまだひとめぼれは続けております。それが結果的に昔は評判のよろしくなかった青森の

米だったり、北海道の米に負けています。工夫の余地がなかったのです。

したがって、生協米であったり、特殊栽培になって減肥減農薬、環境保全、こんな銘柄の大きいのは負けるんです。市場の中でロットがなければ消費者の売り込みが弱い。ひとめぼれもそろそろ変えるべきかなと思ってはいたんですけども、ある意味土地柄もありますので、一気に変えられないと思いますが、それが鳴子ゆきむすびだったり、消費者好みのものをつくる。あるいは、生産者が別なものをつくっていますけれども、それで、村井知事も宮城県の米づくりを転換させよう、見直そうということで、ご存じかと思いますが、胚芽の量が普通の倍もある米ができた。金のいぶきというんです。それを村井は宮城の農政の創生になっているということで、現実には売り出しにかかっていますけれども、山形がそれを先んじて、山形の県生産量の数字的にかなりの位置を占める前で、金のいぶきの栽培面積をふやした。しかも、特定の農家との契約だけです。金のいぶきというのは、玄米食用の米なんです。白米にして、胚をおろしたやつと何ら変哲もない米なんです。それで今、いろんな生活習慣病の中での玄米食が見直されているんです。しかも、この金のいぶき、低アミロースでベーター成分が冷めても味が変わらないという低アミロース米。ギャバですね。そういった特性を持った米が宮城県で開発されているんですけども、宮城県で普及する前に、山形でとってしまった。そういったものに対しての前を向く姿勢を持たないと、勝てません。

早速私もあるところへ行ってみて、乾燥機を1ロットで良いからつくってけると。それで売り込みをかけて、出口をつくる。しかも、その出口は米屋さんじゃないんです。健康食品会社です。山形も健康食品会社と提携して、その米をつや姫などを主力にしようとしている。やはりそういった農家として生き残るために何をすべきかという議論が必要だと。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 町長の言っていることをどう理解したらいいか、ちょっと私も難しいところなんです、恐らくタベ私に電話寄こした人は、小組合か何かの集まりで集会所か何かで、いろいろ議論していたと思うんですね。その中で、何だと、今の涌谷町の米農家に対しての考え方が聞こえてこないという中で、恐らくいろいろ議論があったんだと。それで、門田さんにじゃあ電話かけて聞けということで、9時40分だったと思うんですが。私は想像しているんですが。それだけ恐らく今の米農家の人にとっては大変な死活問題で、生活にも大変な影響を及ぼしているというのが今の涌谷町の現状なのかなというふうに思います。

その中で、町長が農業議員として、また農業町長として誕生したことを恐らく相当の期待をその米農家の人たちも持っているだろうと。それが、じゃあ第五次総合計画の中にどのように反映されて今後の涌谷町の農業はやっていくのかということが、やっぱり町民の期待。ですから、我々議員としても私なんかもそうですけども、10年後にこの計画がよかったか、悪かったか、確認できるか、できないかは10年後に議員やっていれば確認できるんですが、ちょっと難しいかもしれませんが、つくる人の立場の中で、確認業務までに携われる人が何人いるかということが一番私考えるところです。

だから、第四次総合計画をつくった人と確認する人が今一緒にそこにいるかどうか、じゃあ第五次もことしつくりましたと。じゃあ10年後に確認できるのは、さっき俺、杉浦君に言ったんですけども、杉浦さんは確認できっぺから、きちっと確認してけろよという話は私しましたけれども。ただ、つくればいいんだじゃなくて、これが本物になって、町民がこのとおりにけば福祉の向上になるわけですよ。なってもほしいんです。間

違いなく。ですから、町長におかれましては、これが100%現実のものになることをまずもってその筋道をきちっとつけていただいて、町民にも期待ができる町政運営をやっていただきたいというのが、私の考えなんです。

ですから、この第五次総合計画の中にもその米農家の不安を払拭するような、中身を入れていただければもっとよかったかなというふうに思うわけですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 単品の名前を入れるということでしたけれども、なかなかそうなりませんことをご理解いただければと思います。何回も申し上げますが、そろそろ種まきのシーズンになります。農協に種を頼む際、去年どおりでいいという頼み方した人がほとんどです。変化しようとしな。それしかないです。ご協力お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。よろしいですか。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 第五次涌谷町総合計画基本構想及び基本計画を定めることについてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号 第五次涌谷町総合計画基本構想及び基本計画を定めることについては原案のとおり可決されました。

-----◇-----

○議長（遠藤稔雄君） 先ほど町長の答弁で、修正したいところがあるということで発言申し出ありますので、これを許可いたします。町長。

○町長（大橋信夫君） 大変失礼いたしました。先ほど金のいぶきに関するところですが、取り扱いを初めた県は山形と申しましたが、先ほど調べたところ、J A秋田おばこでございました。訂正します。済みませんでした。

-----◇-----

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第7号 辺地にかかる総合整備変更計画の策定についてを議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、提案の理由を申し上げます。

議案第7号 辺地にかかる総合整備変更計画の策定についてということですが、本案は当町における辺地地域であります生栄巻地域について、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく総合整備計画を変更いたしましたので、同法第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、議案書3ページ、議案第7号 辺地にかかる総合整備変更計画の策定についてのご説明をいたします。

本整備計画につきましては、当初平成26年9月会議におきまして、生栄巻地区における移動系防災行政無線及び生栄巻大橋補修工事の計画に合わせまして、より有利な財政措置のある辺地対策債を活用するために、策定し、ご可決をいただいたものでございます。

そちらの生栄巻大橋改修事業費が増額となったことに伴い、同計画の事業費等を変更することで、県と協議し、平成28年2月3日付で協議が調いしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、辺地の条件でございますが、地域の中心となる基準点から役場、医療機関、郵便局、小中学校等までの距離や、自然条件、文化的条件などを点数化し、辺地度点数100点以上の地域が辺地となるもので、平成27年度におきましては、この同地区と大谷地地区が辺地地域となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号 辺地にかかる総合整備変更計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 辺地にかかる総合整備変更計画の策定については原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第8号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第8号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同法第9条第2項の規定により、本町において個人番号を独自に利用すること及び特定個人情報の提供を行うことに関して、必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第8号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてご説明いたします。

議案書5ページ、6ページお願いいたします。

本案は、ただいま町長の提案理由にもありましたように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、本町において個人番号を独自に利用、または提供することに関する条例を制定するものでございます。

条ごとに規定の内容を説明いたします。

第1条でございますが、趣旨でございます。番号法第9条第2項により、町独自の行政サービスとして実施されている事務の利用及び法第19条第9号に基づく独自利用事務で、特定個人情報の提供について必要な事項を定めるとしたものでございます。

第2条は、定義でございまして、この条例で使用される用語の意義でございます。

第3条は、町の責務といたしまして、個人番号の利用及び情報の提供に関して、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、地域の特性に応じた施策を実施すると規定したものでございます。

第4条は、個人番号の利用範囲を定めたものでございまして、法第9条第2項で定める事務、町の独自利用事務を別表第1に定めたものでございます。

6ページの下の方、別表第1をごらんいただきます。

町の独自利用といたしましては、町長部局では、1 子供医療費の助成に関する事務、次のページになります。2 心身障害者医療費の助成に関する事務、3 母子父子家庭医療費の助成に関する事務、4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付、または地域生活支援事業の実施に関する事務でございます。

教育委員会部局では、学校教育法による児童生徒就学援助費の給付に関する事務を独自利用事務とするものでございます。

別表第2につきましては、条例第4条第2項に係るものでございまして、別表第1で定めた事務を処理するために利用できる特定個人情報を規定したものでございます。

6ページにお戻り願います。

第5条は、特定個人情報の提供に関する規定でございまして、法第19条第9号他の執行機関へ特定個人情報が提供できる場合について規定したものでございます。

9ページをお願いいたします。

別表第3、この表では情報照会機関として、教育委員会が情報提供機関である町長部局に対しまして、児童生徒就学援助費の給付に関する事務を処理するために必要な生活保護関係情報や、地方税関係情報、または住民情報を求めた場合に、町長部局では特定個人情報を提供できるというふうにしたものでございます。

再度6ページにお戻り願います。

第4条第4項及び第5条2項の規定でございませけれども、この規定によりまして、個人情報の利用または情報の提供ができる場合におきましては、各申請時の住民票や課税証明書等の添付書類が不要となり、住民の利便性が図られるというふうなものでございます。

第6条規則への委任規定でございませ。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（稲葉 定君） ちょっとお伺いします。3条の地域の特性に応じた施策というのは、例えばどういったことなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 4番、稲葉議員さんのご質問でございませ。

第3条の町の責務の中に地域の特性に応じた施策を実施するというふうなことでございませけれども、このことにつきましては、今回の場合ですと別表第1に掲げているような事務を提供、それから事務の利用と提供を掲げておりますけれども、今回掲げた以外にも個人番号を利用、または提供するような事務があれば、そういったものは条例の中で規定して、進めていくというふうなことでございませ。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） それでは、そのことについてはその都度判断して、開示とかいろいろなことを判断して施策を進めていくということで、理解すればいいんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の条例の制定につきましても、関係課からの利用、提供する事務について確認いたしまして、制定するものでございませ、今後もこのようなことで利用する事務が出れば、その都度この条例のほうに載せていくというふうなことになります。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基

づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第9号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

議案書11ページになります。

本案は、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、行政不服審査法が施行されることに伴いまして、関連する条例について改正を行うものでございます。

まず初めに、3月会議資料9ページをお開き願います。A3の資料になります。よろしいでしょうか。

この資料では、行政不服審査法の主な改正内容を示してございます。1点目でございますけれども、上のほうに箱で書かれています行政不服審査法案というところにありますけれども、審査請求がされたときに、処分に関与しない職員、審理員が両者の主張を公平に審理するという、審理員による審理手続が今回導入されたものでございます。中ごろにあります図につきましては、現状と改正後の請求から採決されるまでの手続の手順でございます。

2点目の改正といたしましては、1月会議でお認めをいただきました有識者からなる第三者機関が審査長の判断をチェックするという第三者機関への諮問手続も新たにされたものでございます。

3点目といたしましては、これまで異議申し立てを行う場合と審査請求を行う場合に区分されておりましたが、異議申し立ての手続は廃止されまして、審査請求に一元化されたものでございます。

4点目といたしましては、審査請求をすることができる期間が現行の60日から3カ月に延長されたということでございます。



このような改正が行われたことによりまして、本町の条例において行政不服審査法に基づく規定がされているものについて、一部改正を行うものでございます。

それでは、定例会3月会議資料の新旧対照表でご説明いたしますので、1ページ目をお開き願います。

第1条関係、涌谷町情報公開条例の一部改正でございます。改正後の第13条で審査請求の規定でございます。現状では、不服申し立てとなっておりますが、審査請求に一本化されたことによる改正でございます。

第13条の2、審査会への諮問でございますが、今回の法改正では審理員を選んで審理することになっておりますが、行政不服審査法第9条第1項ただし書きで、条例に基づく処分について、条例に特別の定めがある場合は、審理員を選ばなくてもよいと規定されておりますことから、条例第13条第2項で審理員による審理手続に関する規定の適用除外を規定いたしまして、13条の2で情報公開、個人情報保護審査会に諮問することを規定したものでございます。

次のページをお願いいたします。

2条関係、涌谷町個人情報保護条例の一部改正でございます。個人情報保護条例におきましても、第30条の2で審理員による審理手続に関する規定の適用除外を規定いたしまして、第31条で涌谷町情報公開個人情報保護審査会への諮問を規定したものでございます。

第3条につきましては、第31条第1項を前条第1項に改め、不服申し立てを審査請求に改正するものでございます。

次に、第3条関係、涌谷町情報公開個人情報保護審査会条例の一部改正でございます。

第2条第1項第1号は、条ずれ及び不服申し立てを審査請求とする文言の整理でございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。

第5号におきましても、文言の整理でございます。

第6条第4項の改正につきましては、文言の整理及び参加人の根拠規定でございます。

第7条、第8条につきましては、文言の整理でございます。

第9条につきましては、提出資料の写しの送付等ということで、第1項につきましては、審査会の求めによる意見書または資料の提出があったときは、提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付しなければならないことを規定したものでございます。

第2項につきましては、審査会に対して意見書または資料の閲覧を求めることができる旨を規定したものでございます。

第3項は、審査会が意見書または資料を送付する場合、または閲覧させようとする場合には、提出者の意見を聞かなければならないとしたものでございます。

第4項につきましては、2項、3項を追加したことによる項ずれでございます。

第12条及び第13条の改正につきましては、文言の整理でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条関係、涌谷町行政手続条例の一部改正でございますが、第3条第1項第8号及び第19条第2項第4号それぞれ文言の整理でございます。

次に、第5条関係、涌谷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

第4条第2項につきましては、法第19条第2項に基づき、審査請求書に記載する事項を追加するものでございます。

第3号から第5号までは、第2号の追加による項ずれによるものでございます。

第3項につきましては、文言の整理と行政不服審査法施行令第3条第1項に規定する代表者もしくは管理人総代または代理人の資格を証する署名を添付しなければならないとしたものでございます。

第6項は、法施行令第3条第2項の規定により、代表者等がその資格を失ったときの届け出義務を規定したものでございます。

第6条第2項につきましては、電子情報処理組織、インターネット等を使用しまして、弁明をされた場合の規定でございます。

次のページをお願いいたします。

第3項から第5項は、第2項を追加したことによる項ずれでございまして、第5項の規定につきましては、法第30条第3項の規定に基づく規定でございます。

第11条決定書の作成でございますが、法第50条の規定に基づく内容といたすものでございます。

次に、第6条関係、涌谷町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第19条の3、第4項につきましては、法改正により新法の条項に合わせて整理するものでございます。

次に、第7条関係、涌谷町町税条例の一部改正でございますが、第18条の2の改正につきましては、文言の整理でございます。

それでは、議案書の16ページをお開き願います。

附則施行期日、1 この条例は行政不服審査法の施行の日、平成28年4月1日から施行する。

附則2項は、この条例の施行前にされた不服申し立ての経過措置でございます。

3項につきましては、固定資産評価委員会条例の改正に伴う平成28年度と平成27年度の適用区分でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

---

◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第10号 涌谷町債権管理条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第10号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町の債権管理の適正化を図るため、管理基準の統一化や公債権と私債権の分類に応じた取り扱いを明確にし、徴収手続や徴収不能な債権の処理基準等に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） それでは、条文の説明の前に、条例制定に至るまでの経緯をお話ししてから説明に入らせていただきます。

平成26年11月28日から平成27年3月28日までの間、各種債権の管理の状況確認、未収金強制徴収、強制執行、消滅時効及び不納欠損処分等が関連する法令及び条例規則に基づいて、適正に処理されているか否かを検証し、今後の全庁的な取り組みの可能性について検証することを目的に、未収金に関する事務手続について、定期監査及び行政監査が実施されました。この監査結果報告書では、町税等の強制徴収公債権については、国税の例により事務のマニュアル化がされており、また税務課納税班において業務を専門化しているため、効果的にノウハウが蓄積されている。一方、その他の債権である非強制徴収公債権や私債権に係る債権管理や、強制執行については、ほかの業務と兼務のため、各部署で認識の違いが顕著であると。非強制徴収公債権や私債権の回収は透明性を確保した上で、明確な不納欠損処分の基準を設け、実態に即してスピーディーに処理することが望まれ、ほかの自治体では債権管理条例の制定により議決を得ることなく、不納欠損処分を行っている例もあるのでぜひ検討されたいという意見をいただいております。

そこで、徴収可能な債権額を適正に把握し、徴収に努め、管理コストの観点から適切な権利放棄を行えるよう涌谷町債権管理条例を定めることといたしましたものでございます。

それでは、条文の説明をいたします。

議案書17ページ、議案第10号資料をごらんいただきたいと思います。

議案第10号 涌谷町債権管理条例 第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条は、定義で債権の種類や、債権管理者について定めております。強制徴収公債権と町税として町税公課、その他の債権として、非強制徴収公債権と私債権に分類しております。

第3条は、ほかの法令等との関係で、法令または条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めによります。

第4条、債権管理者である町長、病院事業管理者の責務を定めております。

第5条は、台帳の整備についてでございます。

第6条は、督促についてでございます。

第7条から第13条までは、地方自治法や地方自治法施行令の規定を改めて位置づけた確認規定でございます。債権の管理に関する事務の核となる部分を、条例において整理しております。

第7条滞納処分等でございます。この第7条までが町税公課の強制徴収公債権で、国税徴収法によるマニュアル化されております。ここまでが自力執行権によるものです。裁判所等に訴状を提出しなくても取り立てできるものでございます。

第8条ここからが裁判所に訴状を提出して、取り立て処分するものができるものでございます。強制執行等でございます。第7条の町税公課以外で、この条例の主要となります部分でその他の債権である非強制徴収公債権と私債権の管理についてでございます。

第9条は、履行期限の繰り上げでございます。

第10条は、債権の申し出等でございます。

次のページ、19ページ、20ページになります。

第11条は、徴収停止でございます。著しく徴収困難であるなど、一定要件に当てはまる場合の徴収停止に関する規定でございます。

第12条、履行延期の特約等でございます。履行期限の延長や分割納入について規定しております。

第13条、免除でございます。無資力またはこれに近い状態にあり、弁済の見込みがないときに免除できることを規定しております。

第14条、債権の放棄でございます。一定の条件を満たす債権について、債権管理者が放棄できる規定と放棄した場合の議会への報告を規定したものです。放棄の対象となる債権は、私債権だけでございます。債権放棄できる事由は7つでございます。第1号で生活困窮状態で、資力の回復が困難であると認められるとき。第2号で破産等で免責されたとき。第3号で消滅時効が完成したとき、第4号は限定承認の発生により債権回収の見込みがないとき。第5号は、失踪、行方不明。第6号は強制執行や破産手続開始の決定をしたとき、裁判所へ配当の交付要求をし、無資力で弁済見込みがないと認められるとき。

次のページ、21ページになります。

7号で、債務者の事業休止や所在不明等により徴収停止をした場合において、相当期間の経過後も同様の状態が継続し、弁済できる見込みがないと認められるときの7つに限定しております。

第15条委任についての規定でございます。条例の施行に関して、必要な事項は規則に定めることとしております。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 涌谷町の債権管理条例でございますが、今回新たに条例制定ということで、先輩議員さんの中には条例は町の憲法に値するというようなことで言われていた議員さんもおります。

それで、債権ということで、民事的なもので非常に住民には身近な条例だと思われまので、内容についてちょっと確認と、質問をさせていただきたいと思います。

こまくはなりますが、3条の他の法令との関係ということで、町の債権の管理に関する事務の処理については、法令または他の条例等に特別の定めがある場合を除くということになっています。それで、次の6条、7条になるんですけども、これは6条の2行目になります。法令の定めるところにより督促しなければならない、それから滞納処分についても、法令の規定によりこれらを行わなければならないとなっていますが、3条で除くと言われているのに、これを挙げてくる理由というのは私はないんじゃないかなと思うんですが、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、9条についてもちょっと町の債権となると、定義にある金銭の給付を目的とする町の権利ということになると、2項から6項までのものを含むものと思われまんですけども、ここについても法令の定めがあるわけですので、載せる必要があるのかどうか、その辺がちょっと疑問に思われま。10条もそうですね。10条も町の債権についてということが書いてありますので、その辺。

私が思うには、逆に法令に定められていないものをこれに定めなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですが、その辺をお聞かせいただきたいと思います。これは、条例の制定担当者のほうですので、総務課長でしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、2番佐々木議員さんのご質問でございます。

条文の規定中、第3条では法令等で特別の定めがある場合を除くほか、この条例で定めるところによとしておきながら、第6条、第7条では法令の定めるところによりというふうな規定の仕方をしているということによろしいかと思われまんですけども、今回の債権管理条例につきましては、当初お話がありましたように、私債権管理条例というところから始まりまして、検討を重ねている中で私債権のほかに公債権と言われるものがあるわけですけども、公債権にも町税、それから町税と同じような処理ができる国民健康保険税ですとか、そういったものがあるわけですけども、そういった債権全体を管理統一して手順を決めるというのがこの債権管理条例なるものでございまして、ここで第6条で法令の定めるところにより、督促しなければならないとかというふうにしておりますけれども、これにつきましては、今話ししましたように、全体のルールというふうな中で法令の中で定めるところによって、督促であったり、滞納処分をするんだよというふうなことを規定したものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 趣旨的なところは理解できないわけじゃないんですが、公債権と言われるものは、今

までの経緯の中で他の条例で定められているので、きちんと管理されているという監査委員の報告があったということで、特にそこを制定するなり、それは当然管理されているということは法令なりで定められているから管理されていたということだろうと思うんですが、逆にそれ以外ですよ、結局公債権以外のものを定められていないから、不納欠損とかができないからそれを定めたいという趣旨じゃないのかなと私は理解していたんですが、その辺をどうこの中に盛り込んで、何で公債権まで盛り込んだのか、ちょっと私には理解できないところなんですが、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） 本来ですと、私債権の部分の放棄が主なので、町税とか公課、いわゆる強制徴収公債権の部分を除いての制定ということで考えておりましたが、先進の自治体、この辺ですと大崎市とか、登米市、県外ですと芦屋市とか、いろんな条例等を参考にして、去年の4月から未収金の関係のある関係課で条例制定に向けて準備してきた結果、町の収入未済金全体を把握して、事項や徴収方法と関係法令の違いをまず区別してわかりやすく整理して総覧できるようにしたいということで、このような形になったものでご理解いただきたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 経緯とかは理解できないわけじゃないんですけども、ただ町税になれば地方税法があります。公課であれば、国のほうの滞納処分等にならってするわけだと思うんですけども、やはりこういう債権関係、特に町民も巻き込んだ債権となると、もう少しわかりやすい、税とか公課はもともときちんと法令で決まっているものですから、特にそれを上げることは私がかえって混乱するのではないかなと思うわけで、そうであれば逆にその他の債権の中に、あるかどうかわかりませんが、公課の中にどうしても国あるいはその他の条例で定められているもので、処理ができないということであれば、その中に特別項目を加えるなりして、別に町税、それから公課とは別にその他の債権として定めるべきだろうと思いますけれども、その辺をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、今回の条例につきましては、債権全体の手続について規定しようとするものでございまして、町税ですと税条例の中で督促から滞納処分に関するところまで規定されておりますが、税と同じような手続をとることができる、ここで言いますと第2条の第3号で規定しております公課という部分になります。国民健康保険税でありましたり、道路占用料だったりというのが公課に当たるわけですが、そういったものにつきましては、条例で督促についての規定であったり、滞納処分の規定であったりというものが規定されておられませんことから、債権全体の手続の方法ということで、税と同じような手続をするもの、それから公債権の中でも滞納処分ができない、非強制徴収公債権というもの、それから私債権、それぞれの手続についてマニュアル化をして債権の管理に当たってこういうふうなものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稯雄君） ほかにございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 今の質疑に関連するわけですが、単純に今この条例に対して税務課長が説明をさ

れたわけですがけれども、結局この私債権についても税務課が担当というわけではないんですよね。一応各担当部署ということで、考えていいんですか。ただ、提出に当たっては税務課の説明を受けたと。私からすると、税務課の仕事なのかなという部分の中で、総務課長がその部分の私債の部分に関しても、分けてもよかったのかなと思うんだけど、統一しなきゃだめなんですね。今回は、この私債権も公債権も一まとめということで考えて。はい、わかりました。

こういった中で今回こういう提出されたんですけども、何がいかと、給食費にしても何にしてもそうなんですけれども、ここで言ったらいいかわからないんですが、今まで各教育委員会なりでの出し方について、一括でこういうふうに出てきたというのは、恐らく今回初めてだと思うんですよ。すごく見やすいなというよりも、今まで各部署で説明はあったんでしょうけれども、給食費の未納とか、保育料の未納とかいろいろあったと思うんですが、すごく見やすいなということなんですけれども、これをするによって町としてのメリッ的なもの、その辺をどのように考えているのかということをもっと聞きたいんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（泉沢幸吉君） メリットとしては、いつまでも債権回収の見込みのない債権を押さえておいて、管理の面でも人が携わるものですから、そういったコスト的なものも考えて、放棄できるものは放棄するという事で、債権は貴重な財源でございますので、単純な時効の経過とかで放棄するようなことのないように、極力避けなければならないと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長、特にありますか。総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） メリットということでございますけれども、1つは税務課長のほうからお話ありましたけれども、また大きなところでは各課で同じルールの中で債権の管理、手続がされるということが大きなところだと思います。

それから、今税務課長も話しましたように、税であれば時効で不納欠損とかできるわけですがけれども、その他の私債権であつたりにつきましては、時効になっても税のように不納欠損できないと。これは、この条例とか議会に放棄の議決をもらわなければならないということになっておりますので、ただいま申し上げましたように、不要な債権を残さない。それから、同じルールの中で各課共通の認識のもとに、債権管理ができるというところが大きなところではないかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 今回、公債権、私債権ということで、一本化をしようというものです。これは、多分議員さん方もご存じのとおり、未納来ている方は、いろんな分野の中で未納をしていると。ただ、これまではみんな分野ごとに例えば税であれば、税のほうで執行停止かけたり、即時欠損したりするんですけども、その人の分は税は応じますけれども、違う部分では残りっぱなしになっているんですよ。これは、理由があつておろせるのに、こっちはおろさないというのはおかしいだろうということで、ここでおろしたらこっちもおろしてしまおうというようなのが、一本化にしようという基本で、平成10年の行革のときに徴収金、町の納めものを1本の室でやったらどうだということで、室をつくってやったことがあったんですけども、ここまで整備になっていなかったの、なかなか難しいと。

それから、徴収に行つてとつてきたお金を、じゃあ税に何ぼ、水道料に何ぼというように分けるのは大変難

しいということで、今までばらばらになっていたんですけれども、ただそれを一本化してさっき言ったように、不良債権ですよね、町からすれば。そうするとある程度生活、破産宣告したり、そういうものについてはもう税はすぐおろせますので、そのときにはこっちの私債権のほうもしあれば、一緒におろしてしまうというようなことで、今回一本化させていただいたというところでございます。

終わります。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。2番。賛成ですか、反対ですか。

○2番（佐々木敏雄君） 反対です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにありませんか。それでは、2番。

○2番（佐々木敏雄君） 私は、条例制定そのものについては、特に反対するものではありませんけれども、条例の内容、条項についての反対でございます。

先ほど冒頭、質問もいたしましたけれども、やはりこれは民事的で非常に町民に身近な条例であるので、やはりもう少しわかりやすい条例であるべきだろうと思います。ですから、地方税法なり、それから国のほうの決まっているものまで含めて、中身を混乱させるというか、理解しづらいような制定の仕方では町民の方もこの条例を見て、ああ、なるほどなと思うところは少ないのではないかと私なりに判断いたしますので、条例の条項の訂正していただければ、賛成いたしますが、このままでは賛成できません。以上。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号 涌谷町債権管理条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数であります。

よって、議案第10号 涌谷町債権管理条例は原案のとおり可決されました。

それでは、時間早いです、次の議案時間かかりそうな感じもしますので、休憩したいと思います。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。





◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第11号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律において、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴うものでございます。

内容としましては、農業委員会の委員の選任方法が公選制から、町長の任命制に変更されることや、条ずれなどが生じますことから、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当事務局長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 議案第11号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書につきましては、22ページになります。

本議案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の中での農業委員会等に関する法律の一部を改正に伴い、関係条例の整備を行うものです。

第1条、第2条ありますが、改正の概要につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表10ページをお開き願います。

上段になりますけれども、第1条関係、涌谷町農業委員会の委員の選挙による委員の定数条例の一部改正についてでございます。改正前、改正後とありますけれども、改正後を中心に説明いたします。

初めに、題名の改正についてでございますが、法律改正により公選制から議会の同意を得て、町長が委員を任命することになるため、涌谷町農業委員会の委員の選挙による委員の定数条例を涌谷町農業委員会の委員の定数を定める条例とするものでございます。

次に、本則中、選挙によるを削除し、数を定数に改め、法律の条項のずれに伴い、第7条を第8条第2項に、また人数につきましては、現在の選挙による委員13人と、団体等からの選任委員5人を足し、18人とするものです。

続きまして、下の欄、第2条関係、涌谷町承認等の実費弁償の支給に関する条例の一部改正ですが、法律改正による条項のずれに伴い、引用している同条例の整理を行うものです。

議案書にお戻りください。

附則ですが、施行期日については、法律の施行に合わせ、平成28年4月1日とするものです。

続いて、経過措置については、法律の附則の規定に準じ、現在の農業委員について任期満了となる平成29年7月19日まで在任できるよう規定するものです。

また、説明に入る前に、なぜ農業協同組合法等というちょっとお話があったんですけれども、国においては、農業協同組合法の改正と農業委員会に関する法律、それと農地法、この3つを一緒に改正をしております、国のほうでの表記が農業協同組合法等の一部を改正するというふうになっておりますので、こういった表記に

なっております。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第12号 涌谷町庁舎建設基金条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成25年3月に地方自治法第241条第1項の規定により、20年後の庁舎建設事業を想定し、その資金に充てるために設置した特定目的基金でございますが、その資金を喫緊の課題である企業誘致対策、子育て支援対策、定住対策等町政運営に有効に活用するとともに、庁舎建設事業計画については、白紙に戻し、時期を見きわめてから再度検討することといたしましたことから、条例を廃止いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか、やるんですか。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、議案書23ページをお開きください。

議案第12号 涌谷町庁舎建設基金条例を廃止する条例のご説明をいたします。

本案につきましては、平成25年3月に地方自治法第241条第1項の規定により設置をした特定目的基金でございますが、当時の説明では役場庁舎の耐震診断結果により、庁舎は20年程度は大丈夫だろうということで、20年後を見据えての庁舎建設事業に要する資金に充てるための基金造成でございました。特定目的基金につきましては、地方自治法第241条第3項により、基金の造成目的以外の目的による処分は禁じられているものでございますが、今回町長の提案理由のとおり、廃止による基金を一般会計に繰り入れ、今後の町の課題対応に

有効に活用するため、また庁舎建設事業につきましては、時期を見きわめてから再度検討することとしたことから、現時点では特定の行政目的がなくなったとの判断による廃止でございます。

施行期日は、公布の日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。6番。

○6番（只野 順君） ただいまの庁舎建設基金条例でございますが、説明ありましたとおり、この条例を廃止すると。それで、施行した当時は東日本大震災からの影響で、庁舎も大分傷んでいるとか、そういった意見がありまして、基金を積み立てながら将来に備えるというお話でございました。その中で、この第5条におきまして、運用に関してでございますが、再度確認いたしますが、この運用内容で基金だけを条例を廃止しないで、基金運用だけをできないのかというところを、再度お聞きいたします。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答えいたします。

条例を廃止せずに、基金の繰りかえ運用で対応できるのではないかというご議論はあろうかと思いますが、繰りかえ運用につきましては、本来1会計年度の繰りかえであり、年度を越えての運用は実質的な資金不足ということで、財政運営規律上、適切でないという意見が地方財政健全化法に関する有識者会議でも問題視され、指摘をされておりますことから、事務方といたしましてはできないと解しております。

以上です。

○議長（遠藤稯雄君） 6番。

○6番（只野 順君） この条例をつくったときに、条例委員さん等々がこの条例にかかわっていたと思うんですが、そういったときにこの運用というところに関しての条項に関しては、そのまますなり項目として入れて、通したわけですね。じゃあ、このことはどういうふうに運用の規定というのは、どういう話だったんでしょうか。そこのところもう一度、済みません。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） この条項につきましては、単年度内での運用ということになります。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 25年の3月に庁舎の建設基金ということで、造成された基金でございまして、職員の中にも、期待を持っていた方々も大分いるのではないかと思います。これが廃止になると、庁舎が遠のくという気持ちも出てくるだろうし、町民の方々もそのように思っている方がたくさんいたのではないかと推測いたします。

そこで、企画財政課長は4条の運用については、事務方なのでどうしてもそのような説明しかできないと私は思いますが、第7条の委任事項があるわけですから、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は町長が定めるということでございます。

そこで、積み立てもある程度の額で積み立て、5,000万円という額だったと思いますが、積み立てておりますが、その積み立てについても2条で当該年度の予算で定める額ということになっているわけですので、必ず

しも5,000万円を積まなくてもいいという私は解釈しております。

それから、今質問ありましたけれども、振り替え運用についても財政課長の答弁はそれは確かにそのようにしなければならないところではあるものの、7条の委任があるわけですので、その運用は町長の腹次第だと私は思います。私も基金については、まだ3年ぐらいしかたっていないわけで、一般質問もさせていただきましたけれども、目的基金ですので職員なり町内の方々にでもいいと思いますけれども、ふるさと納税とか、寄附金を募るとか、そういう収入の確保もあるんじゃないかと思いますが、それも踏まえて町長の答弁をお願いします。

○議長（遠藤稯雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） この条例が廃止につきましては、提案理由の説明で申し上げましたとおり、当面の財政需要に関しまして、喫緊の処置をしたとこのような形でございます。

以上です。

○議長（遠藤稯雄君） いいんですか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 基金使うことは、私は全然問題ないんだろうと思いますし、その基金返す際もそれは期間とか、利率とか定めなければならないとなっていますが、それは町長が決めることという条例で載っているわけでもあるわけです。ですから、好ましくないとは思いますが、できないのであれば基金積み立てなくてもいいと私も思いますし、返さなくていいという言い方はちょっとここではできないですけれども、できないものはしょうがないとあきらめるほかないかと思いますが、廃止をしないで先ほど話した新たな、新たなというか、基金造成に必要な目的額、金額をふるさと創生なり寄附金で募って、それに積み立てるようなことも考えられると思うんですけれども、その辺の考え方、一般質問では余り町長さんのほうからは好ましいような回答はいただかなかったのですが、なおさらその辺をお願いします。

○議長（遠藤稯雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 積立金を猶予とか、あるいは減額とかそういった形じゃなくて、基金を廃止するというようなご提案でございまして、財政課長のほうから申し上げましたとおり、運用するには年度内に取り入れて年度内に返さなきゃならないとそういうような運用ということになっておりますので、今回はそういうやりくりじゃなくて、廃止して1億5,000万円を企業誘致であったり、あるいは子育てだったり、当面緊急と思われる課題に運用させていただく、このようなことでございます。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 基金については、時期を見計らって再度検討したいということですので、いつの時点かまた基金条例が出てくるんだと思うんですが、そこまでしなくとも先ほど言ったような感じで、基金をこのまま継続しておくことは私は全然問題ないと思うんですけれども。

それから、もう一つ、単年度内での振り替えの運用、繰りかえか、繰りかえの運用とありますけれども、結局は最終的に委任事項がありますので、それはそれと考えたほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、特にそれは違法だとかそういう問題ではないと思いますので、その辺はもう少し柔軟に考えていただいて、ぜひふるさと納税とか、そういうものに基金、この条例の基金条例を利用して、したらいいんじゃないかと思うんですが、再度お願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 基金の運用に関しましては、先ほど財政課長が申し上げましたとおり、地方財政健全化法に関する有識者会議におきまして、そのような運用については問題視されており、指摘をされておりますことから、今回事務方としてできないということで、廃止して有効活用させていただくと、このようなことでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。10番。

○10番（門田善則君） 前の全協でもお話を聞いたわけですが、3年前にこの条例をつくるときに、我々議会としてもそれに賛同しまして、この条例ができたという記憶をしております。実質まだ3年しかたっていないと。ただ、この命題が的を射ているかどうかということを町民に照らし合わせて考えた場合、私は的を射ている条例だなと思ったから、町民の代表として議員として、賛同もした経緯が3年前にございます。

それはなぜかといいますと、今の庁舎は耐震補強はやっているものの、建てた年度が相当古いわけです。今後また東日本大震災のような大きな地震等があった場合には、かなり危険な建物になるんだろうと。20年もつと言われているけれども、それは保障はないだろうというふうに思います。そのときに、そういったお金が前もって積み立てされていれば、その当時、今後何年後かになるかわかりませんが、そのときの執行者及び議員さん方も前の方々は先のことを見越して、いい基金を積み立ててくれていたなあ。よかったなあというふうな形になるのではないかと私は考えます。

ですから、3年前につくるときに、ここにいる議員さん方の8割ぐらいの人は、賛同したという私は経緯を知っているわけですが、その辺を今大変だから、お金がないから、この基金を取り崩して使いましょうというのは、いかがなものかなと思うんですが、何か別な方法はないのかなと。お金がなくても、これを取り崩さなくても、さっき2番議員も言いましたけれども、お金がなければ積まなくてもいいわけですから、ここ何年かは積まなくても、やっぱりこの条例を残して、先人が考えた部分が将来の子孫にまで影響するような条例でありますので、やっぱり先輩方はいい条例をつくっていたなあというふうな評価を受けることも大事なことかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 当時は、今我々が最大の課題として取り組もうとする企業誘致とか、そういったものがございませんでしたので、当面緊急に対応しなければならない企業誘致の資金、それから何といたっても子供を育てる、これからの時代は子供をしっかりと育てて、その子供たちに安心して住んでもらう、その政策を今やらなければ、また先送りになってしまう。そのような形で、緊急の運用として今回このお金を使わせていただく、そのような考えでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 2つに1つだみたいな言い方をされれば、どこを優先させなきゃいけないのかということを考えれば、今町長が言われるようなことが優先順位が一番に来るんだろうと。それは私も理解するところであります。しかしながら、今まで例があるのか、ないのかわかりませんが、私が議員になってからは条例を議員発議でも、または執行者の発議でも、条例をつくって3年で廃止したというのはないように考えております。

そういった観点から考えると、果たしてこれが町民に理解を受けるのかなということなんです。やっぱり

我々は町民の代表でありますから、町民が喜ぶようなもので、施策でなければこれはならないと思います。それが、工場誘致なのかといえば、それが1位ですよという町民が皆さんが口をそろえて言うのであれば、それはそれで結構なのかなと思いますけれども、やっぱり将来的にまだまだ心配される地震等の災害については、きのうもニュースでやっていましたけれども、近々にもあり得る可能性があるというふうなニュースでした。

そういった意味を考えれば、将来を見越した政策の一端として置いておくのも、必要ではないかと。ですから、その運用については、先ほど2番も言っていましたけれども、町長が定めるところということであれば、いろいろな運用形態変えることはできるのかなと、私は思います。

ですから、条例は残して、運用の仕方を町長が定めれば、新たに定めればいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 涌谷庁舎建設基金条例そのものは、性格は変えることができません。したがって、この基金を廃止して、必要があれば時期を見定めてからということですよ。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） じゃあ、財政課長にちょっと聞きますけれども、運用について今財政課長がこれは単年度でということ言っていますけれども、でも財政課長が、財政課長は頭がいい人ですから、調べれば大阪や東京あたりでやっているところ、自治体は何ぼでもあるんじゃないですか、そういう運用の仕方。そういうことを考えますならば、涌谷町の財政がこのまま悪いわけでないと思うんですよ。2年後、3年後には今の町長の政治手腕によって、かなりよくなるかもしれない。だったならば、残しておいて運用だけをちょっとその辺を考えていただいて、だって、ほかのところで大変になると、そういう自治体もあると私は聞いていますよ。単年度で借りて払って、借りて払ってと繰り返しながら何年もやっていくという。そういう自治体もあるはずですよ。

だから、そういうことを踏まえるならば、先を見越した政策が、俺は大事だと思うんですよ。壊れてからどうすっぺというんじゃないで、ああ、お金積んでいてよかったなと。自分の家だってそうですね。将来家を建てたいと思う人は、幾らかずつでも貯蓄をするわけですよ。壊れたからすぐどうするかということじゃなくて、準備というのはやっぱり怠らないで、やっている家庭が多いと思うんですよ。だから、1回廃止してしまって、またじゃあその時期来たら考えるからやというのでは、議会とは何なんだやと、つくったり、やめたりというのも議会はすぐ3年でも何年でもいいとかと手を挙げるのかというふうな町民の見方だって出ると思うんですけども、財政課長、あなたは本当は頭がいい人ですから、そういうやり方もいろいろあるんじゃないですか。どうですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、現に大阪府のほうではそちらのほう相当な数とは言いませんが、やっているようでございます。そちらのほう、大阪府のほうから逆に是正勧告といいますか、そういうことはまずいことですよということで、通知のほうが出ておるようでございます。

それから、先ほど2番議員さんですか、町長の定めるところによるということ、それについても当然やっ

ているところがあるんですね。うちのほうの条例だけでいいですよ、単年度運用なんです、それを年度を越えて貸すこともできるというような定めをやってるところがありますが、それについても好ましくないという判断で国、あるいは県のほうからは出ているようでございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長、自治法241条3項の関係も少し説明していただきたいと思いますが。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） そちらのほうにつきましては、今の議論の中では繰りかえ運用の話でございますので、2項、3項につきましては、あくまでも目的以外のことについての処分はできないという条項でございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「はい」の声あり）賛成ですか、反対ですか。ほかにございませんか。11番、賛成ですか。反対ですか。ほかにありませんか。6番、反対ですか。はい。ほかにございませんか。10番、わかりました。

それでは、6番。

○6番（只野 順君） 基金条例に関しまして、廃止するというところでございましたけれども、やはり東日本大震災からの庁舎建設、そのための基金条例でございました。やはり今災害等におきまして、町民のそういった安全・安心をきちっと守るためにも、将来を見据えた庁舎の建設が必要と考えて、その当時から賛成いたしましたし、今回はその条例を廃止するという提案でございます。

私は、この資金がない現在の涌谷町の財政的な情勢を鑑みまして、項目の運用の仕方、あるいはこの条例で定めてあります第7条の基金の管理に関しては、町長が別に定めるという項目もございます。ここを優先的に考えて、条例廃止ではなくて資金の運用のほうに行っていただきたいというのが反対の理由でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 平成25年に制定したときにも、多分制定に関しては反対討論をしたと思うんですけども、考え方なんですけれども、20年後の涌谷は一体どうなるのかということなんです。平成25年でしたから、平成45年、2033年になります。今回の総合計画の中の人口の推移を見ても、社人研に基づく推計ですと、平成37年で1万4,456人、そのときの年少人口というのは1,290人、それどういうことかと言いますと、そこから45年というところから8年あるんですね。ですから、もう1万4,000人ぐらいかなと、推計なんですけれども考えられる。庁舎そのものについての考え方なんです、いろんな方がいらっしゃるんで価値観も違うし、いろんな考えもあるかと思いますが、庁舎そのものというのは24時間、365日使うものではないものです。朝8時から大体夕方5時か6時ごろまで。病院でありますとか、老人保健施設であるとか、そういったところは24時間365日ですので、やはりしっかりしたものでなければならないというのは、私の考え。庁舎は雨風さえしのげば、プレハブみたいなのだって構わないんじゃないかなと思います。現に水道建設は、裏の、プレハ

ブのようなのに入っています。それで何が困るのかというと、何も困っていないと。実際仕事するに当たって。

そういうことからすれば、20年間当時の説明ですと、1年間に5,000万円ずつためて、10億円にして、それからあとそれに20億円足して、30億円の庁舎を建てるという話でした。町の中が下本町、本町、新町があんなに空き地になってぼろぼろになっているのに、庁舎だけがでかかとした立派なものを建てて、町民感情でそれが許されますでしょうか。私は、おかしいと思う。それに金をかけるんだったらやっぱり町の振興に本当に将来を見据えた、例えば年少人口1,290人のときに学校が幾つあったらいいんだろうとか、もう幼小中ですか、1つでもいいんじゃないかというのが考えられることです。そういったことを考えるのが行政、政治であって、ただ単に庁舎だけというのはやっぱりおかしい。将来をどう見据えるかというのが、いろんな考えがあるから何とも言えませんけれども、やはりさっき3年と言いましたけれども、だめなものは早いほうがいいわけで、当時賛同を得たといいますけれども、全員賛同したわけではないですので、やはりここで路線変更というのだから、私は構わないと思いますので、この条例に賛成します。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 反対討論をいたします。

まず、この条例は3年前に将来を見据えた施策の一環として、我々それを提出審議され、議会のほうでもそうだったということから了解した経緯がございます。先ほど賛成討論の中にもありましたけれども、私はちょっと違う観点なんですけど、役場庁舎というものは、やっぱり災害的に起きた場合には、本部としての機能を持っている役場庁舎だと思っております。その庁舎が先に潰れるようなことがあつては、これはならないというふうに考えております。指揮を発令する場所が、そういった状況にあつてはならないということで、ほかの市町村の役場市町についてもそういう建てかえについての準備をしているというふうに聞いております。

そういったことからすれば、このときつくった条例は、本当に先を見越したい条例だというふうに私は考えました。ですから、あの当時も議会では賛成多数だったと思っておりますが、通ったのかなというふうに思っております。やっぱり役場というものは、ほかの施設と違ってその中心を担わなければならない場合が多いですから、それを先を見越して、そのお金を積み増しするということは、大事なことだろうと。仮に今工場誘致等、子育て支援等でお金が必要だというのであれば、極端な話、目的借金で借金してやってもしのげる場合もあるだろうというふうに思います。これをなぜ廃止してやらなきゃいけないのか。ところが、話を聞けば、後でそういう時期が来ればまた考える。また考えるんだったら、廃止することないべやというふうな意見があります。そういった観点からして、この条例には賛成できませんので、反対したいと思います。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（大泉 治君） 私は賛成の形の中から意見を申し上げます。

これを制定しようとしたのは、25年です、25年の3月。そして条例制定、それからそれにかかわる一般会計補正での積立金の予算案審議のときに、提案理由としての中と、それから大変なさまざまな質疑の中で、当時の町長さん、こういうことを申し上げております。将来何としても金が必要な状況になれば、条例改正等々もできるわけでございますという説明もしております。その中で、賛成者8名でございましたが、廃止ができるんだったら賛成しましょうという形の中で賛成した方々もいらっしゃると思います。



と申しますのも、財政当局の基本的な考え方として、できるだけ起債を減らして、できる限り基金を温存しておきたいというのが財政担当者としての考え方でございますという答弁もあります。これは、どなたが財政担当者になったとしても、恐らく同じであろうというふうに思いますし、現在喫緊の課題、そして後に審議されますでしょう3月の当初予算案でのさまざまな支援策、それらについて当て込む金額の中、そしてまたその本年度の財政調整基金の残高、これを制定したときと格段の残高に差がございます。これこそ前の為政者が申し上げた廃止もできるわけでございますからと、お金が必要なときにはと。現在がそのお金が必要なときであろうと。

そしてまた、さまざまな先ほど条例について質疑ありましたけれども、条例の中では目的以外に使ってはならないということをしかりうたっております。これはやはり廃止しかないだろうと。そういう意味合いの中で本涌谷町がさまざまな支援策を実行し、これからの涌谷町の姿を見るときに、これらについてはしっかりと廃止をして、本年度の予算に結びつけていただきたいという思いでございますので、賛成したいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号 涌谷町庁舎建設基金条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 賛成多数であります。

よって、議案第12号 涌谷町庁舎建設基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

ただいま6人の賛成でございます。



### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成28年1月22日に交付された地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が、平成28年4月1日に施行されることと等に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書24ページをお開き願います。

あわせまして、条例案新旧対照表11ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、ただいま町長の提案理由のとおりでございますので、地方公務員等共済組合法施

行令等の一部の改正によるものでございまして、この条例附則第5条の内容といたしまして、年金たる補償、傷病補償年金等や休業補償について、同一の事由により他の法令により、障害厚生年金等の社会保障給付が併給、つまり複数の給付が合わせて支給される場合に、調整を行うことを規定しております。

第1条関係でございますけれども、改正されました法執行例と同様の内容で附則第5条の表を全部改正するものでございます。内容といたしましては、調整する率等については、変更はございませんが、表の文言中でただいま申し上げましたとおり、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の文言の追加等がされておまして、あわせて改正前の記載の順番の変更等が主な変更となっておりますのでございます。

15ページをお開き願います。

第2条関係でございますが、次のページ、16ページをお開き願います。

一番上の欄でございますが、地方公務員等共済組合法施行令の一部改正で、同表の傷病補償年金と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改めるものでございます。

続いて、18ページをお開き願います。

ここでは、第2項の休業補償となっております。ここでも同様に障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正するものでございます。

議案書の27ページをお開き願います。

附則でございます。施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するというところでございます。

経過措置として、2項から5項までございますが、この経過措置につきましては、新条例と旧条例の適用方法、及び取り扱いについて整理したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年8月6日に人事院勧告が行われ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成28年1月26日に公布されましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、平成27年の人事院勧告に基づく特別職の給与法の改正されたことによりまして、改正するものでございます。

内容といたしましては、町長、副町長、病院事業管理者、及び教育長の期末手当を年間で0.05月分引き上げるものでございます。

議案書の30ページ、あわせまして新旧対照表の19ページをお開き願います。

新旧対照表のほうで説明させていただきますが、第1条関係で町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、ここでは平成27年度の支給分についての規定でございまして、第4条第1項で、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5に引き上げるものでございます。

次に、第2条関係でございますが、次のページをお開き願います。

第2条では、平成28年度以降の支給割合について定めたものでございまして、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の152、0.025月分引き上げ、12月に支給する割合を第1条関係で改正しました100分の167.5から100分の165に0.025月分引き下げ、年間で0.05月分引き上げるように改正するものでございます。

次に、第3条関係、教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正でございますが、町長等の期末手当の支給割合と同様の改正をするものでございまして、第3条では平成27年度の支給割合に係る規定、次の第4条関係では、平成28年度以降の支給割合について規定したものでございます。

議案書の30ページを見ていただきたいと思います。

ページの下の方のほう附則でございますが、施行期日は第1条、この条例は公布の日から施行する、ただし、第2条及び第4条の規定は平成28年4月1日から施行するというところで、条例は公布の日から施行されますが、2条の町長等の期末手当及び第4条の教育長の期末手当の支給割合の規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

附則の第1条第2項の規定でございますが、第1条の町長等の期末手当及び第3条の教育長の期末手当の支

給割合の規定については、平成27年4月1日から適用させる規定でございます。

次のページをお開き願います。

附則の第2条といたしまして、改正前の規定により支給された給与は改正後の給与の内払いとする規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） 異議なしと認めます。

よって議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第11、議案第15号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成27年8月6日に人事院勧告が行われ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成28年1月26日に公布されましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、民間給与との格差を解消するため棒級表の水準を平均で0.4%引き上げるなどの改正を行うものでございます。その他、各種手当等について措置するほか、近年のいわゆるワークライフバランスに対する意識の高まりを踏まえ、勤務形態に関しましても環境を整備するための所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第15号 議案第15号 涌谷町職員の給与に関する条例等の

一部を改正する条例について、説明いたします。

本案につきましても、平成27年の人事院勧告に基づき、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことによりまして、改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、1点目が給料表の改正でございます。このことにつきましては、一般、ただいま町長の提案理由にもございましたとおり、一般行政職では民間給与との格差があることを踏まえ、1級の職員の初任給を2,500円引き上げ、若年層につきましても同程度の改定をし、高齢層につきましては、官民の給与差が縮小することから、1,100円の引き上げを基本に改定がされております。平均改定率が0.4%の引き上げになるものでございます。

2点目といたしましては、医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、初任給調整手当を引き上げるものでございます。

3点目といたしましては、期末手当、勤勉手当ということでございますが、今回の改正では、引き上げ分が勤勉手当に配分されることから、勤勉手当の支給割合を年間で1.5月分から1.6月分、0.1月分引き上げるものでございます。

4点目といたしましては、ただいま町長の提案理由にもありましたように、今回の人事院勧告において、勤務時間に関する勧告も行われておりまして、育児、または介護を行う職員について、フレックス体制が導入されたことにより改正されるものでございます。

それでは、議案書32ページ、それから新旧対照表の22、23ページをお開き願います。

新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

第1条の涌谷町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第9条の2の改正につきましては、医師の初任給調整手当を36万5,500円から36万7,600円に引き上げるものでございます。

23ページの最初のほうでございますが、第20条第2項第1号で、一般職員の12月における勤勉手当の支給割合の規定でございまして、第2号におきましては再任用職員の支給割合を規定したものでございます。

附則第21項の規定は、年齢が55歳以上で6級職の職員の減額措置の規定でございます。

次の別表第1の行政職給料表から45ページまでの給料表につきましては、改定された内容のものでございます。

続きまして、46ページ、47ページお開き願います。

第2条関係でございますが、第7条第4項及び第14条第3項、それから次のページにまたがっております第18条の2の改正規定は、給与条例とあわせて勤務時間条例が改正されておりますが、その改正勤務時間条例において、新たな項目が追加されたことにより整理するものでございます。

第20条勤務手当の規定は、平成28年度以降における支給割合を規定したものでございます。

第1号につきましては、一般職に対する規定でございまして、6月に支給する勤勉手当の支給割合、それから12月に支給する割合を規定してございます。

第2号につきましては、再任用職員の支給割合を規定したものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第21項の改正につきましては、第1条関係でも申し上げました平成28年度以降の6級職の職員の減額措

置の規定でございます。

次に、第3条関係、涌谷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたとおりでございます。第3条でございます。第3項に育児または介護を行う職員については、始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るフレックスタイム制に係る規定を追加するものでございます。

第5条につきましては、第3条に第3項が追加になったことによる整理でございます。

次のページをお願いいたします。

第8条の2第1項、早出遅出勤務ができる職員を規定している第2号の改正規定でございますが、国家公務員の規定と整合性をとり、小学校の規定を明確にしたものでございます。

第15条の改正部分につきましては、前ページの第3条に追加になりました第3項第1号におきまして、配偶者等についての定義がされたことにより、改正するものでございます。

議案書の48ページへお戻り願いたいと思います。

ページの中ごろの第4条で、涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今回人事院勧告による地域手当の支給に関する改正規定でございます。平成26年の改正条例附則第6条で定めておりました特例規定でございますが、平成30年3月31日までとしていたものを、平成28年の3月31日までとし、特例期間を終了させるものでございます。このことによりまして、平成28年4月からは本則第11条の2で規定する地域手当の額となるものでございます。

附則でございますが、第1条は施行期日で、町長等の給与条例と同様の規定となっております。改正条例の第1条、第4条、及び附則第2条の規定は公布の日から施行する。第2条及び第3条の規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、改正後の勤務時間条例第8条の早出遅出勤務の請求に係る経過措置でございます。

第3条につきましては、改正前の規定に基づき支給された給与を改正後の規定による給与の内払いとする規定でございます。

第4条につきましては、規則への委任規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は2時10分といたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。



#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第16号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、新制度における公立幼稚園保育料等につきまして、国の方針に基づき、町立施設の幼稚園入園料を廃止し、また幼稚園保育料の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） それでは、議案書50ページをお開きください。

議案第16号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正理由と内容を説明いたします。

子ども・子育て支援法の施行により、入園料は入園受け入れの準備や、事務手続に必要なとされる費用等の対価として徴収できるものと位置づけされました。町立施設の入園手続費用は、紙代等の少額でございまして、入園料導入当初の目的もほぼ達成していることから、入園料を廃止するものでございます。

また、保育料につきましても、子ども・子育て支援法の施行により、所得階層による保育料の上限が設けられたことと、低所得世帯の負担軽減のために保育料の減額を行うものです。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の51ページとなります。

まず、第1条は文言の整理でございます。

次に、第2条の改正前をごらんください。改正前は保育料と入園料と預かり保育料の3つに区分しておりますが、まず提案理由にありましたように、入園料を廃止いたします。また、預かり保育料は改正後の第2条第

2項ですね、のとおり、現行のままとし、保育料の月額4,400円については次のページ、改正後の別表のとおり、52ページですね。別表のとおり改正いたします。52ページ、53ページですね。

第1階層は、生活保護による非保護世帯等でゼロ円。第2階層は第1階層以外で市町村民税非課税世帯等で1,000円。第3階層以降は、4,400円とするものでございます。

表の下の備考においては、1で適用する市町村民税の年度区分、2では養育里親等について、3では市町村民税所得割の額について規定しており、4では第2階層に認定された世帯であっても、要保護者等に該当する場合はゼロ円になることが規定されております。

備考の5では、3歳から小学校3年までのものが同一世帯に2人以上いる場合の保育料の軽減額が規定されております。下の表ですね、第2子は半額、第3子はゼロ円となるものでございます。

それでは、議案書の51ページにお戻りください。

附則です。附則1、施行期日は平成28年4月1日となります。

次に、附則の2号ですが、涌谷町さくらんぼ子ども園設置条例の一部改正を行い、さくらんぼ子ども園の幼稚園部分の保育料について、幼稚園保育料と同等の扱いにしようとするものでございます。

なお、平成27年度については、条例改正が間に合わないため、要綱を策定し、同一内容での施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（久 勉君） 軽減なるわけなんですけれども、影響額といたしますか、従来のと今回のでの影響額どのくらいなのか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 済みません、影響額ちょっと計算してありませんでした。（「従来ので計算したのと今回の軽減になっているはずだから……」の声あり）あれですけれども、第1階層の生活保護とそれから第2階層の非課税世帯の部分が4,400円が、ゼロ円と1,000円になるわけですので、その部分の軽減になると。（「全体です、計算していないの」の声あり）済みません。ちょっとお待ちください。（「していなければいいです」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。2番。

○2番（佐々木敏雄君） ちょっと確認ですが、階層1、2はよろしいんですけれども、3から5まで分けているという理由は何か特にあるんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 国の上限の基準があるんですが、その基準に基づいた分け方をしております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 何か分ける理由というか、確かに所得はまちまちだからわかるんですけれども、保育料が同じになっているのに、分ける理由が何かあって分けているんだろうと思われまして、お願いします。



○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） まず階層については、ただいま申し上げましたように、国のほうで設けておるものでございます。その3、4、5について検討の結果たまたま4,400円、現行のものを当てはめたということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番よろしいですか。ほかにございせんか。10番。

○10番（門田善則君） 今2番に関連なんだけれども、3、4、5で4,400円で変わらないんだけど、今後この収入で変わる見込みがあるから書いたのかなと私は受け取ったんですけども、いかがなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） いろんな考え方あるかと思えますけれども、未来永劫この額ということではもちろんございせんので、いろんな考え方はこれからされるかなと思えますけれども。たまたま今回は同額で案を出したということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） たまたまと言うんだけど、2番が言うように3、4、5同じ金額であつたら別に所得割を分けることないだろうと。分けたということは、ことしは4,400円で同一だけれども、来年は所得になって100円違ふとか可能性が出てくるということあれば、分ける必要は絶対あるわけですよ。そういう観点があつたのかどうかということを知っているわけ。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 毎年所得の状況変わってまいりますので、その年度、その年度で変わってくると。それから、今回は4,400円で同じ額で提案しておりますけれども、この額については、今後動く可能性はもちろんあるということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援制度におけるゼロ歳から2歳児までを対象にした20人以下の少人数単位で行う家庭的保育施設の基準につきまして、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が、平成28年1月15日に交付され、それに伴う建築基準法施行令の一部改正が平成28年6月1日に施行されることから、条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） それでは、議案書52ページをお開きください。

議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由は、提案理由で述べたとおり、政令の改正により建築基準法施行令の一部改正が本年6月1日に施行されることから、条例の一部改正を行うものでございます。

内容は、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の54ページをお開きください。

第28条設備の基準でございます。第28条の小規模保育事業A型を行う事業所の設備基準の改正になります。小規模保育事業所A型というのは、保育所の分園、またはミニ保育所に近い類型とされているものでございます。それで、この第28条第7号のイで保育室が設けられている階ごとの必要施設及び設備が記載されておりますが、ここに表がずっと並んでいるんですけども、この表の続きの56ページをお開きください。4階以上の階における避難用施設、または設備で改正が行われております。下線部分が改正されている内容でございます。

具体的には、建築物の1階から保育室が設けられている階までの屋内と階段室の連絡構造について、改正がされております。連絡する付室及び階段室の構造について、より厳しい耐火構造にするように改正がなされております。

それから、57ページの表の下の方ですね、下線部分につきましては、建築基準法施行令に第2号加えられたために、条ずれしたものでございます。

次に、58ページをお開きください。

第43条で保育所型事業所内保育事業所の施設または設備基準の改正がなされております。第8号のイで同じく保育室が設けられている階ごとの必要施設及び設備が記載されておりますが、内容については60、61ページをお開きください。

先ほどの表と同じなんですけれども、4階以上の階の避難用施設または設備で改正が行われております。下線部分の内容は、先ほどの小規模保育事業A型と同じ内容になっておりますので、説明は省略させていただきます。

それでは、議案書52ページにお戻りください。

附則です。この条例は、平成28年6月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。10番。

○10番（門田善則君） 今課長から説明あったんですけども、涌谷町内に該当する施設はあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 該当する施設はございません。ただ、条例の整備はしておく必要があるかということで。（「了解です」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（木村智香子君） 朗読いたします。

議発第1号

平成28年3月7日

涌谷町議会 議長 遠藤稔雄 殿

提出者 涌谷町議会議員 大 泉 治

賛成者 同 久 勉

賛成者 同 門 田 善 則

賛成者 同 杉 浦 謙 一  
賛成者 同 大 友 啓 一  
賛成者 同 鈴 木 英 雅

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について  
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

(提出の理由)

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法令等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正するもの

以上で朗読を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。11番。

○11番（大泉 治君） ただいま上程されました議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により「特別職の職員の給与に関する法令等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正いたそうとするもので、議員の期末手当を年間3.1月から3.15月に改正いたそうとするものであります。

施行期日につきましては、第1条は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。第2条につきましては、平成28年4月1日からとするものであります。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会議員及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第18号の上程、説明

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、議案第18号 平成27年度浦谷町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5,264万4,000円を増額し、総額を90億13万8,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入の町税におきまして法人町民税及び固定資産税を増額するものでございます。地方交付税におきましては、普通交付税の追加交付決定により増額いたし、使用料及び手数料及び国庫支出金、県支出金につきましては、事業の確定及び確定見込みによりそれぞれ増減いたすものでございます。

財産収入につきましては、各種基金の運用による利子及び土地の売り払い収入により増額、寄附金につきましては今後の見込みによる増減でございます。

また、繰入金につきましては、宅地造成事業特別会計繰入金の残額のほか歳入歳出の差額分について財政調整基金繰入金を減額し、基金廃止に伴い庁舎建設基金繰入金を増額、災害公営住宅家賃低廉化事業分として、震災復興基金繰入金を増額するものでございます。町債におきましては、事業の確定見込みによる減額及び国の補正予算の追加事業に対する地方債を増額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費におきましては地域振興公社への運転資金貸付金及び運用利子分として各種基金積立金を増額いたそうとするものでございます。

民生費におきましては、国民健康保険事業勘定特別会計や介護保険事業特別会計への繰出金、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業費及び高齢者複合施設空調改修工事の増額、臨時福祉給付金や障害者自立支援費等の減額が主な内容でございます。

衛生費におきましては、研修館改修工事の完了に伴う減額のほか、さきの議会でお認めいただきました病院事業会計負担金について、一部を病院事業への出資金とする予算の組み替えを行うものでございます。

次に、農林水産業費につきましては、国の補正予算において県営圃場整備事業が採択されたことにより、負担金を増額いたそうとするものでございます。

商工費におきましては企業誘致のための造成地にあります黄金山町有地について、平成25年度に大崎森林組合が町の同意のもと、補助を受けて森林整備加速化林業再生事業を実施していましたが、補助金の返還が生じたことから負担金を増額し、土木費におきましては除雪経費の増額が主な内容となっております。

その他歳出につきましては、事業の確定や今後の見込みによりそれぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長から順次説明をお願い申し上げます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第18号 平成27年度浦谷町一般会計補正予算（第9号）でございます。

補正予算書、後ろから1枚めくっていただきまして、64ページ、65ページをお開き願います。

まず、人件費からご説明いたします。64ページ、給与費明細書1、特別職でございます。この表の下のほう、比較のところを見ていただきたいと思います。長等の給与費で、給料の欄で減額となっておりますが、このことにつきましては、町長、副町長の給料の1月から3月までの減額措置分でございます。期末手当と共済費が増となっておりますが、期末手当の支給月数の増によるものでございます。

議員の期末手当の増におきましても、支給月数の増によるものでございます。また、その他特別職の報酬の減につきましては、選挙費の選挙立会人の減及び農業委員会委員の減によるものでございます。

続きまして、65ページ、一般職でございます。(1)総括の比較で、給料の増につきましては、先ほどご決いただきました給与改定に伴うものでございます。職員手当で減額となっておりますが、このことにつきましては、次のページの給料及び手当の増減額の明細を見ていただきたいと思いますが、次のページ見ていただきたいと思います。

給料につきましては、先ほど申し上げましたように、給与改定に伴うものが主な内容となっておりますが、職員手当につきましては、勤勉手当の支給割合の引き上げ等の影響額で562万5,000円となっております。その他の増減といたしまして、選挙費での時間外手当の減額や、病休、育休等による期末勤勉手当の減額があり、トータルといたしましては、119万1,000円の減額となったものでございます。

前のページにお戻り願います。

65ページの2段目の表、職員手当の内訳でございますが、管理職手当につきましては、職員の昇格によるものでございまして、住居手当の増額につきましては、職員の住居変更によるものでございます。期末勤勉手当につきましては、先ほどお話ししたとおりでございます。寒冷地手当の増額につきましても、職員の住所変更により世帯主となったことから、増額となったものでございます。なお、一番下の表(2)の給与費明細に含まれない人権費の退職手当負担金の増額ですが、給与改定に伴う増でございます。

それでは、5ページにお戻り願います。

#### ○企画財政課参事兼課長(今野博行君) 第2表、第3表でございます。

第2表繰越明許費補正でございますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業及び高齢者複合施設空調改修事業につきましては、今回の補正予算でお願いをしておりますものですが、あわせまして計3件につきましては、年度施工完了が難しいということで、繰越明許の措置をお願いするものでございます。

第3表地方債補正におきましては、1地方債の変更につきましては、農村生産基盤整備事業は、国の補正予算に係る事業費の増に伴う増額、スクールバス整備事業につきましては、事業費の確定であり、2地方債の廃止につきましては、県営事業の川畑沢砂防事業について経費負担の必要がなくなったことから廃止をするものでございます。

8ページのほうをお願いいたします。

#### ○税務課長(泉沢幸吉君) それでは、歳入の町税をご説明いたします。

1款1項1目の町民税の法人分1,000万円の増額でございますが、事業所の決算で法人税申告がなされ、特にアルプス電気の法人税割、個人という所得割が平成21年来課税されていなかったものが、今回900万円ほど申告されたものが主なものでございます。

次に、2項1目固定資産税2,900万円の増額でございますが、年度末までの見込みを計上いたすものでござ

います。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 10款1項1目1節地方交付税①普通交付税でございますが、国において追加調整交付が決定いたしましたので、増額をいたします。これによりまして、平成27年度普通交付税予算は、27億1,223万8,000円となりまして、平成26年度より5,837万7,000円、2.2%の増となりました。

13款1項1目1節総務使用料①から③につきましては、本年度分確定見込みによるものでございます。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 4目農林水産業使用料①農村環境改善センター使用料②農村環境改善センター冷暖房使用料は、合わせて2万8,000円の補正減をお願いするものです。年度末見込みによるものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 6目教育使用料で2節幼稚園使用料、預かり保育料の72万7,000円の増額です。当初21人が通年で利用する見込みを立てていましたが、その後徐々にふえまして、1月末現在35人となっております。年度末までの見込みにより増額をお願いするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 3節公民館使用料①公民館使用料につきましては、公民館冷暖房使用料につきましては合わせて21万円の補正増となります。年度末見込みにより増額をお願いするものでございます。

次、10ページ、11ページをお開きください。

4節史料館使用料①史料館入館料3万2,000円の補正増でございますが、確定により増額するものでございます。

続きまして、5節体育施設使用料①プール使用料につきましては、3万円の補正増でございます。確定によるものです。②体育館使用料、③涌谷スタジアム使用料、それぞれ減額いたすもので、年度末見込みによるものでございます。続きまして、6節くがね創庫使用料につきましては、1万2,000円の補正増になります。年度末見込みによる増額でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 2項1目4節①自転車等駐輪場申請手数料でございますが、本年度分確定見込みによるものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 14款国庫支出金1項1目5節国民健康保険基盤安定負担金1,192万1,000円の増額でございますが、確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 7節障害者福祉費負担金⑤、⑩でございますが、内示により減額するものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2項1目1節⑭社会保障税番号制度システム整備補助金95万円の減額でございますが、事業の確定によるものでございます。

○町民生活課長（牛渡俊元君） ⑯個人番号カード交付関連事務補助金431万1,000円ですが、国の補正予算を受けて、人口割で追加交付されたものです。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 2目4節障害者福祉費補助金でございますが、内示により減額するものでございます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 続いて、6節児童福祉費補助金④次世代育成支援対策交付金で273万4,000円の減。⑥子ども・子育て支援交付金923万2,000円の増でございます。補助金制度

が変更となりまして、次世代育成支援対策交付金がなくなり、下の子ども・子育て支援交付金として交付されるものでございます。なお、子ども・子育て支援交付金には児童館運営経費に係るもの、及び母子保健経費に対する交付金等が含まれます。終わります。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 8節子育て世帯臨時特例給付費補助金①給付費補助金②事務費補助金とも確定見込みにより減額するものでございます。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 9節災害廃棄物処理事業費補助金36万2,000円ですが、平成27年9月の関東・東北豪雨災害による災害廃棄物処理に係る補助金の交付決定によるものです。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 10節臨時福祉給付事務補助金①給付金補助金、②事務費補助金、年度末までの確定見込みによる減額でございます。

11節年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金①事業費補助金②事務費補助金については、見込みにより計上するものでございます。これについては全額繰越をする予定でございます。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 4目1節②でございますが、額の確定により減額をお願いするものでございます。

○建設課長（佐々木竹彦君） 5目土木費国庫補助金でございます。箕岳山線の道路災害復旧工事の補助金確定により18万4,000円の減額でございます。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 3項1目戸籍住民基本台帳費委託金3万2,000円ですが、中長期在住者居住地届出事務費委託金、いわゆる外国人登録制度の交付決定によるものでございます。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 2目2節児童福祉費委託金③特別児童扶養手当事務費委託金については、内示により増額するものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 14ページ、15ページをお開き願います。

15款県支出金1項1目5節国民健康保険基盤安定負担金770万7,000円の増額でございますが、確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 7節障害者福祉費負担金⑥、⑩とも内示により減額するものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 12節後期高齢者医療保険基盤安定負担金45万8,000円の減額でございますが、確定によるものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2項1目1節②消費者行政活性化事業補助金67万9,000円の減額でございますが、このことにつきましては9款消防費の原子力災害対策経費に係るものですが、事業費の確定見込みによるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） ⑧バス運行維持対策費補助金につきましては、確定による減額でございます。⑨再生可能エネルギー等導入補助金につきましては、公民館及びユーライフへの太陽光発電設備導入事業費の確定による減額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 2目2節老人福祉費補助金①老人クラブ費補助金、③社会福祉法人等軽減措置費補助金、それぞれ確定見込みに伴いまして増減するものでございます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 4節児童福祉費補助金のうちの⑨低年齢児保育



施設助成事業補助金4万5,000円につきましては、今年度の確定見込みにより増額をお願いするもの、それから⑩延長保育促進事業費補助金326万円の減につきましては、制度の変更により27年度から歳出における補助金が毎月支払う保育委託料の施設給付費に上乗せして支払うこととなったため、全額減額するものです。

続きまして、⑮放課後児童健全育成事業補助金522万8,000円の減につきましては、これも制度が変更となりまして、下のほうにございます⑳子ども・子育て支援交付金に含めて交付されるため、全額減額するものでございます。

そして、㉔子ども・子育て新制度補助金273万4,000円の減、㉖子ども・子育て支援交付金923万2,000円の増につきましては、先ほど説明しました国庫支出金と連動するものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） ⑫乳幼児医療費助成事業運営強化補助金2万7,000円の増額でございますが、確定によるものでございます。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 16ページ、17ページ、5節障害者福祉費補助金⑦心身障害者医療費補助金⑪生活介護事業所特別処遇支援費補助金、⑮障害者地域生活支援事業補助金については、確定見込みに伴い減額するもの、それから⑳の知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業補助金については、該当する事業がなかったため全額減額するものでございます。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 4目1節①農業委員会費補助金ですが、内示により減額するものです。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） ②から⑭までにつきましては、額の確定により増減をお願いするものでございます。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 3項1目統計調査費委託金3,000円ですが、人口動態調査に係る交付金の交付決定によるものです。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 4節③宮城県議会議員選挙131万2,000円の減額ですが、事業の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 16款1項財産運用収入につきましては、それぞれ今年度分確定見込みにより増減をするものでございます。

2項1目1節土地売り払い収入につきましては、小里地区の町有地を売り払いしたものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、18ページ、19ページをお願いいたします。

17款1項1目1節一般寄付金で88万6,000円の増額でございます。①一般寄附金では、これまでの実績により188万6,000円の増額、②ふるさと納税で100万円の減額ですが、年度末の見込みにより減額いたすものでございます。ふるさと納税につきましては、昨年9月からインターネットサイトの利用をして受付を行っておりますが、当初700万円の納税を見込んだところですが、9月から12月にかけては順調に伸びてきておりましたが、12月末までの寄附が27年度分の申告に適用になることから、最終月として寄附が多かったものと思われそうですが、1月に入りましてこれまでの月平均を下回っていることから、年度末までを見込みまして減額をお願いするものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 2目1節教育費寄附金11万5,000円の増でございます。教育行政の一助として町民ゴルフ大会、JAみどりの祭から寄附をいただいたものでございます。終

われます。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 18款繰入金1項特別会計繰入金5目1節①宅地造成事業特別会計繰入金534万1,000円の減となります。これは、後ほどご審議いただきます宅地造成特別会計におきまして、新下町浦の町に分譲地1区画の売り払い収入を見込んでおりましたが、今年度において売れる見込みがなくなったことから、特別会計からの繰り入れを減じるものです。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 2項1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正による財源調整を行ったもので、本補正予算可決成立後の基金の残高は8億5,158万7,000円となります。8目庁舎建設基金繰入金につきましては、先ほどご可決いただきました基金廃止条例に伴い、基金残高全額を繰り入れをいたすものでございます。12目震災復興基金繰入金につきましては、町長が提案理由で申しましたとおり、災害公営住宅家賃低廉化事業分として繰り入れを行うものでございます。本補正予算可決成立後の基金の残高は、1億7,292万1,000円となります。以上です。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 20款諸収入3項5目1節奨学資金貸付金元利収入で264万6,000円の増でございます。①奨学資金貸付金元利収入204万6,000円の増につきましては、3名の方の前倒し償還がございました。それから、②未収繰越分60万円につきましては、今年度の見込みにより増額をお願いするものでございます。終わります。

○農林振興課長（遠藤栄夫君） 6目1節②肉用牛特別導入事業貸付金元利収入でございますが、平成28年7月返納予定者より繰上返納により増額をお願いするものでございます。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 5項5目1節雑入④農業者年金業務委託手数料につきましては、額の確定により増額するものでございます。終わります。

○町民生活課長（牛渡俊元君） ⑳狂犬病予防注射負担金44万9,000円ですが、集団接種の実績により減額するものです。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） ㉕広告掲載依頼につきましては、本年度分確定見込みによるものでございます。

○生涯学習課長（藤崎義和君） ㉗文化財関係等書籍頒布代2万9,000円の減につきましては、年度末見込みによる減額をお願いするものです。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） ㉘前年度後期高齢者医療市町村負担金返還金1,436万3,000円の増額でございますが、平成26年度分負担金の精算により返還を受けたものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 21款町債につきましては、先ほどの第3表の説明により省略させていただきます。

歳出にまいります。

○議会事務局長（佐々木健一君） 22ページ、23ページをお開き願います。

1款議会費2議会管理運営経費3節職員手当の期末手当、あと11節需用費の消耗品でございますが、いずれも今後の見込みによる増減でございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2款1項1目1節、細目2一般管理経費、7節②臨時事務職員賃金で68万2,000円の減額でございますが、これまでの実績と今後の見込みにより減額するものでございます。13節①委

託料ふるさと納税事務委託料50万円の減額でございますが、ふるさと納税の歳入減を見込みましたことから、受付発送等の事務委託料につきましても、減額いたすものでございます。

次のページをお願いいたします。

細目3職員研修経費9節②普通旅費で35万円の減額でございますが、年度末までの見込みにより減額をいたすものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 4目1管財一般経費12節③保険料につきましては、今年度確定見込みにより減額するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、天平の湯RPFボイラーの今月1カ月分を減額するものでございます。21節貸付金につきましては、地域振興公社に対しまして3年前に運転資金として3,000万円を貸し付けており、今年度返済を受けることとなっておりますが、再度貸付の申し入れがあり、諸状況を勘案して予算措置をお願いするものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、2庁舎管理経費18節①備品購入費で19万7,000円の減額でございます。事務用備品購入費といたしまして29万8,000円の減額でございますが、町長室の応接セットの契約差金でございます。管理要備品の10万1,000円の増額につきましては、これまで役場庁舎玄関内に公衆電話を置いておりましたが、3月末をもちましてNTTに引き取られることになりましたことから、買い取り式の公衆電話にしようとするものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 5目1企画調整経費8節①報奨金につきましては、大石田町職員及び本町職員との交流まちづくり研修の講師につきまして、別事業との施行調整により謝礼を必要としなくなったため減額するものでございます。3基金管理経費25節①積立金につきましては、利子分を積み立てるものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 4情報化推進経費で224万円の減額でございますが、それぞれ事業費の確定により減額いたすものでございます。

次のページをお願いいたします。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 5総合計画策定経費につきましては、それぞれ確定による減額でございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 9目細目1職員福利厚生経費で37万6,000円の減額ですが、事業の確定によるものでございます。終わります。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 10目コミュニティ事業費19節負担金補助及び交付金④補助交付金19万円の減となります。学校週5日制対応事業につきましては3行政区が、生薬実験栽培補助金につきましては、共生の森が事業を実施しなかったことにより減額をするものです。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 12目財政調整基金費及び13目減災基金費につきましては、利子分の積立でございます。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 28ページ、29ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳事務経費288万8,000円ですが、歳入で説明いたしました個人番号カード交付関連事務に係る地方公共団体情報システム機構への負担金を実績により増額するものです。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 4項5目細目1宮城県議会議員選挙費130万6,000円の減額、次のページをお願いいたします。

7目細目1涌谷町議会議員選挙費210万円の減額でございますが、それぞれ事業費の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 5項2目4国勢調査につきましては、それぞれ確定見込みによる増減でございます。終わります。

○議会事務局長（佐々木健一君） 32ページ、33ページをお開き願います。

6項監査委員費の監査委員経費9節旅費の費用弁償ですが、今後の見込みにより増額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 3款民生費1項1目2社会福祉事務経費28節繰出金3,024万4,000円の増額でございますが、全て国保会計への繰出金です。そのうち上から1つ目の基盤安定繰出金、次の財政安定化支援事業繰出金と下から2つ目の乳幼児医療費助成事業繰出金につきましては、確定による増額でその他は今後の見込みによる増減でございます。終わります。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 細目4臨時福祉給付金支給経費につきましては、年度末確定見込みによる減額をするものでございます。

34、35ページをお開きください。

細目6年金生活者等支援臨時福祉支給事業費でございますが、これは国のほうで平成27年度の補正予算で計上された事業となります。低所得のアベノミクスの恩恵を受けにくい、低所得年金生活者に対して1人3万円を給付するものでございます。涌谷町見込みで対象者2,200人ございます。それで、スケジュールとしては4月下旬に通知をし、5月1日から6月30日まで申請を受付し、6月16日以降申請上がり次第、随時交付をするというようなスケジュールになっておりまして、全額28年度に繰越を予定してございます。

それから、3目老人福祉費1在宅老人福祉経費につきましては、それぞれ年度末までの見込み、あるいは事業の確定に伴い、増減をするものでございますが、15節の工事請負費につきまして高齢者複合施設太陽光発電設備工事につきましては、事業完了により714万7,000円を減額するもの、それからその下の高齢者複合施設空調改修工事につきましては、高齢者複合施設について平成15年建設ということで、13年が経過いたしまして、特別養護老人ホームと生活支援ハウスのユニット部分の空調につきまして今までたびたび故障しておりまして、現在まで200万円ぐらい修理費がかかっております。また、建築後13年が経過するというので、空調業者のほうから今回修繕すると、もう次回以降は部品が手に入らないということの話がありまして、今回ユニット分の空調について、各部屋の個別式の空調に改修をいたそうとするものでございます。この事業につきましても、翌年度に繰越をするものでございます。

それから、細目2敬老事業経費の敬老祝い金につきましては、該当者がお亡くなりになられたということで、減額するものでございます。

次の36、37ページをお開きいただきます。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 5介護保険対策経費28節繰出金735万7,000円の増額でございますが、全て介護保険会計への繰出金で、今後の見込みによるものでございます。

7 後期高齢者医療対策経費28節繰出金68万8,000円の減額でございますが、後期高齢者医療保険会計への繰出金の減額です。保険基盤安定繰出金につきましては確定による減額で、事務費繰出金につきましては今後の見込みによる減額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 4目障害者福祉費細目1在宅障害者福祉費13節委託料でございますが、知的障害者グループホーム体験ステイ委託料につきましては、該当する事業がなかったため、全額減額するものでございます。

それから、19節負担金補助及び交付金20節扶助費につきましては、年度末までの見込みにより減額を行うものでございます。

それから、細目6障害者自立支援費につきましては、それぞれ年度末までの見込みを立て、減額をするものでございます。

38ページ、39ページをお開きいただきます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 保育委託経費で339万4,000円の減でございます。13節委託料で保育費委託料110万1,000円の増ですけれども、平成27年度の保育に関する経費につきましては、国の決定により4月にさかのぼって単価を引き上げて負担することとなったため、所要の経費について増額をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金の中の民間保育所延長保育補助金459万1,000円の減につきましては、27年度から制度が変わりまして、保育委託料の施設給付費に上乗せして支払う分について、その分減額をするものでございます。

それから、低年齢児保育施設助成事業補助金につきましては、8万8,000円の増額ですが、今年度の見込みによりお願いするものでございます。

23節償還金利子及び割引料の地域子育て支援拠点事業補助金返還金8,000円の増につきましては、26年度の精算による増額でございます。終わります。

○町民医療福祉センター参事兼福祉課長（高橋宏明君） 細目6子育て世帯臨時特例給付金支給経費につきましては、年度末までの見込みにより減額いたすものでございます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 4目児童館費でございます。児童館運営事業経費で75万8,000円、臨時保育士賃金75万8,000円につきましては、大変申しわけありません、9月の補正のときに積算に誤りがあったために、不足が生じてしまったものでございます。大変申しわけありませんでした。

続きまして、40ページ、41ページをお開きください。

保育所管理経費7万3,000円の減額ですけれども、それぞれ今年度の見込みにより増減をお願いするものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（熊谷健一君） 4款衛生費1項1目5地域医療対策経費③その他負担金22万3,000円の減額でございますが、大崎市民病院救命救急センター運営費負担金の確定によるものでございます。終わります。

○町民生活課長（牛渡俊元君） 42ページ、43ページになります。

3目環境美化推進経費の委託料43万4,000円の減額ですが、狂犬病予防接種の委託料を実績により減額する

ものです。

同じく備品購入費7万円の減額ですが、不法投棄監視カメラ購入費に差額が生じたため、減額するものです。以上です。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 4項1目2医療福祉センター管理経費56万3,000円の減額でございます。1報酬並びに9旅費につきましては健康と福祉の丘運営委員会の報酬、本委員会4回、部会4回当初のとおり会議を開催し、実績見込みにより11万1,000円並びに旅費については1万円のそれぞれ減額をいたすものでございます。

11需用費、20万円の減額ですが、当初医療福祉センターのパンフレット作成する予定でございましたが、まだ今年度につきましては、在庫があるというふうなところで今回20万円の減額をお願いいたすものでございます。15工事請負費並びに18備品購入費につきましては、それぞれ額の確定による契約金の差金分についてそれぞれ減額をいたすものでございます。

3看護師等奨学資金貸付事業経費216万円の減額ですが、当初4名の方に貸付予定といたしたところでございます。4名のうち継続が1名、新規3名というふうな予定でございましたが、継続1名の方については貸し付けしたところでございますが、新規貸し付け者3名につきましては、残念ながらゼロというふうな部分でその3名部分を減額いたすものでございます。

2世代館研修館費1世代館研修館運営経費345万9,000円の減でございます。13委託料につきましては、これら額の確定による契約金額差金として、16万8,000円を減額いたすものでございます。

次のページ、44ページ、45ページをお開き願いたいと思います。

15工事請負費329万1,000円の減でございますが、これらについても契約金額工事費の確定によるその差額部分をそれぞれ減額いたすものでございます。

3目病院費1病院対策経費663万3,000円でございますが、普通交付税、特別交付税、宮城環境交付金事業の確定見込みによりますそれぞれ増額となるものでございます。主な内訳といたしましては、交付税の部分で基礎年金拠出金の追加分、あとは公立病院改革プランに要する経費、利子確保対策に要する経費、それぞれが増額になったところでございますが、普通交付税の病床割り、緊急告示分としては若干の減額でございます。それと、省エネ型照明器具改修工事等も含め、合わせて663万3,000円増額となるものでございます。

また、今回さきの12月補正でお認めをいただきました19節負担金補助及び交付金につきましては、これは先ほど町長のお話にもありましたように、財政当局と協議をいたした結果、病院会計4条予算の資本的収入として取り扱いをいたしておりました一般会計負担金1億6,700万円でございますが、これにつきまして企業債元金に係る、また現行の交付税算定分、それと平成20年度に改修いたしました冷温水発生機分以外の部分につきましては、24節投資及び出資金に今回組み替えを行おうとするものでございます。この24節投資及び出資金につきましては、過去にも昭和63年から平成7年まで、そして平成22年度におきましても取り扱いをいたしたところでございます。後ほど病院事業会計補正予算でも説明をさせていただきます。終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 6款1項1目農業委員会費1委員会運営経費でございます。委員報酬につきましては、12月末で委員1名の人員により減額するものです。普通旅費につきましては、年度末までの見込みにより減額するものです。終わります。

○**農林振興課長（遠藤栄夫君）** 3目細目1 農業振興対策事業費でございますが、19節においてそれぞれ額の確定により増減をお願いするものでございます。

4目細目2 資金管理経費でございますが、歳入でも申し上げましたとおり、繰上返納される金額が出てきたため45万8,000円の増をお願いするものでございます。

5目細目2 農地整備事業費につきまして、13節につきましては、額の確定により減額するものでございます。19節につきましては、町長の説明にもありましたが、名鱈と鹿飼のほうにおいて、追加交付がございましたので、1,748万9,000円の増をお願いするものでございます。

細目3 農業用排水路整備事業費については、見込みにより増額をお願いするものでございます。

○**生涯学習課長（藤崎義和君）** 8目農村環境改善センター費細目1の運営経費でございますが、11節需用費③燃料費の12万6,000円の減額ですが、年度末見込みにより減額するものです。13節の委託料空間アスベスト空間調査業務委託料21万7,000円の減、それから15の工事請負費外壁改修工事で24万3,000円の補正減につきましては、契約差金によるものでございます。終わります。

○**農林振興課長（遠藤栄夫君）** 17目細目1 水田農用道改革対策事業経費でございますが、19節において額の確定及び見込みによりそれぞれ増減をお願いするものでございます。

○**まちづくり推進課長（小野伸二君）** 続きまして、48ページ、49ページをお開き願います。

7款1項2目1 商工振興対策経費19節④補助交付金でございますが、中小企業振興資金に係ります補助金の年度末までの見込みにより減額するものです。また、シルバー人材センター運営費補助金につきましては、国庫補助金と同額補助としておりますので、補助金額の確定により減額するものです。

22節①補償補填及び賠償金損失補償金の5万円でございますが、平成23年に中小企業振興資金を借りた事業者が昨年廃業したことから、宮城県信用保証協会が代弁済した額のうち、振興資金融資に対する損失保証契約に基づき、協会に支払うものでございます。町の負担金は5万699円でございます。終わります。

○**まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君）** 2企業誘致対策経費13節①委託料153万9,000円の減、19節③その他負担金153万9,000円の増をお願いするものです。こちらは、町長の提案理由にもありましたが、黄金山工業団地造成の過程におきまして、平成25年度に森林加速化林業再生事業を活用し、同地内で間伐等を行っていたことが判明したことから、補助金を返還する必要があります。事業者であります大崎森林組合に負担金として支払い、森林組合が宮城県に返還しようとするものです。なお、造成に係る事業費が増加しないよう、委託金の契約差金の中で増減をしようとするものです。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。

○**建設課長（佐々木竹彦君）** 土木費でございます。細目2 道路橋りょう総務費19節負担金補助及び交付金の川畑沢砂防事業負担金においては、県の単独事業のために負担金が生じないことから、2,400万円の減額となるものでございます。

道路維持補修事業費委託料につきまして、業者等に融雪剤散布委託料と除雪機械の借上料に不足が見込まれることから、総額で262万4,000円の増額をお願いするものです。終わります。

○**上下水道課長（平 茂和君）** 4目下水道建設費、1 下水道建設事業費ですが、下水道特別会計の繰出金を60万円減額するものです。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、9款1項3目細目2消防施設整備事業費で25万5,000円の減額でございますが、19節③消火栓設置工事及び移設工事の負担金が確定いたしましたので、それぞれ増減いたすものでございます。

次のページをお願いいたします。

5目細目1地域防災計画策定経費13節①地域防災計画修正業務委託料で、70万円の減額でございますが、当初法律改正に伴う内容等の更新を予定しておりましたが、来年度以降も関係法律がさらに改正する見込みであること、それから避難行動時の要援護者に係る項目等についても新規に追加する必要が生じたこと等により、本年度の更新を中止し、次年度以降にすることとしたため、減額をお願いするものでございます。

次の細目4原子力災害対策経費で、67万9,000円の減額でございますが、それぞれ年度末までの見込みにより減額いたそうとするものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 続きまして、10款教育費1項2目で2事務局経費463万6,000円の減でございます。今年度の見込み、または契約差金についてそれぞれ増減をお願いするものでございます。12節の役務費の2手数料でございますが、金庫移設手数料26万円につきましては、小学校の統合により、小里小学校にある金庫を箕岳小学校に移設する経費でございます。耐火金庫でございます。それから、電気工作物保守管理手数料につきましては、9箇中のキュービクルの保守管理手数料の増額をお願いするものでございます。

54、55ページをお開きください。

委託料で366万4,000円減ですが、そのうちのスクールバス時間外運行業務委託料94万円につきましては、涌中の学校行事等におけるバス運行の回数増に要した経費について、増額をお願いするものでございます。

それから、教育施設等空間アスベスト調査委託料につきましては契約差金、月将館ほかプール用バス運行委託料につきましても、実績により減でございます。

それから、18節備品購入費につきましては、スクールバス購入費の契約の差金でございます。

続きまして、3奨学資金貸付事業経費500万円の減額でございます。奨学資金貸付金500万円につきましては、当初新規を12名ほど見込んでおりましたが、7名にとどまったことから減額をお願いするものでございます。

続きまして、2項の小学校費1目学校管理経費でございます。144万4,000円の減額をお願いするものでございます。ここも今年度の見込みにより減額、一部増額をお願いするものでございます。その中の12節役務費につきましては、樹木伐採処理手数料50万4,000円の増額ですけれども、箕小の体育館脇の桜の木が大木になり、隣家に張り出して苦情が出ているものでございまして、伐採をする計画のものでございます。

56ページ、57ページをお開きください。

小学校の教育振興経費で15万4,000円の減額でございます。今年度の見込みで、それぞれ増減をお願いするものでございます。

続きまして、3項中学校費の中の学校管理経費32万8,000円の減額でございますが、それぞれ今年度の見込みにより、増減をお願いするものでございます。それから、教育振興経費でございます。58万3,000円の増ですが、14節の使用料及び賃借料につきましては、今年度の見込みにより減額をお願いするもの、それから20節扶助費の準要保護生徒就学援助費93万3,000円の増額につきましては、年度途中での申請分について増額をお



願います。

続きまして、58ページ、59ページをお開きください。

幼稚園管理経費で56万7,000円の減額をお願いするものでございます。この中で、7の賃金臨時教諭賃金8万3,000円の増につきましては、下にございます預かり保育事業経費の臨時教諭賃金との振り替えにより増額をお願いするものでございます。

あとの燃料費等需用費、それから役務等につきましては、それぞれ今年度の見込みにより減額をお願いするものでございます。

預かり保育事業経費につきましては、臨時教諭賃金で18万8,000円の減額ですが、今年度の見込みにより減額をお願いするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 5項社会教育費、60ページ、61ページをお開きください。

公民館運営経費11節需用費燃料費69万3,000円の減額、光熱水費9万8,000円の増額につきましては、年度末見込みによるものでございます。13節委託料涌谷公民館太陽光発電設備工事管理委託料32万4,000円の減、15節工事請負費同じく設置工事2,415万8,000円の減額につきましては、契約差金によるものでございます。

3目文化財保護費の2歴史公園管理経費につきまして、11節需用費⑥修繕料10万6,000円の増額につきましては、追土横穴歴史公園のトイレの浄化槽ブローポンプの交換に要する経費をお願いするものでございます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 62、63ページをお開きください。

給食センター運営経費備品購入費で15万8,000円の増でございます。台ばかりが故障、2台ありまして1台が故障し、もう1台もちょっと怪しい、同じ時期に買ったものでございます。それで台ばかり2台を購入する経費をお願いするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（藤崎義和君） 3目体育施設費1体育施設管理経費の7節賃金④嘱託賃金で、体育施設管理嘱託賃金の2万3,000円の増でございますが、通勤手当でございまして本来昨年6月補正でお願いすべきものでありましたが、おくれたの補正となり、大変申しわけございませんでした。

13節委託料体育施設空間アスベスト調査業務委託料57万9,000円の減額でございます。契約差金によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 14款予備費につきましては、歳入歳出の差額を調整したものでございます。

以上で説明を終わります。



◎延会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本日はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後3時28分